

I 平城宮の調査

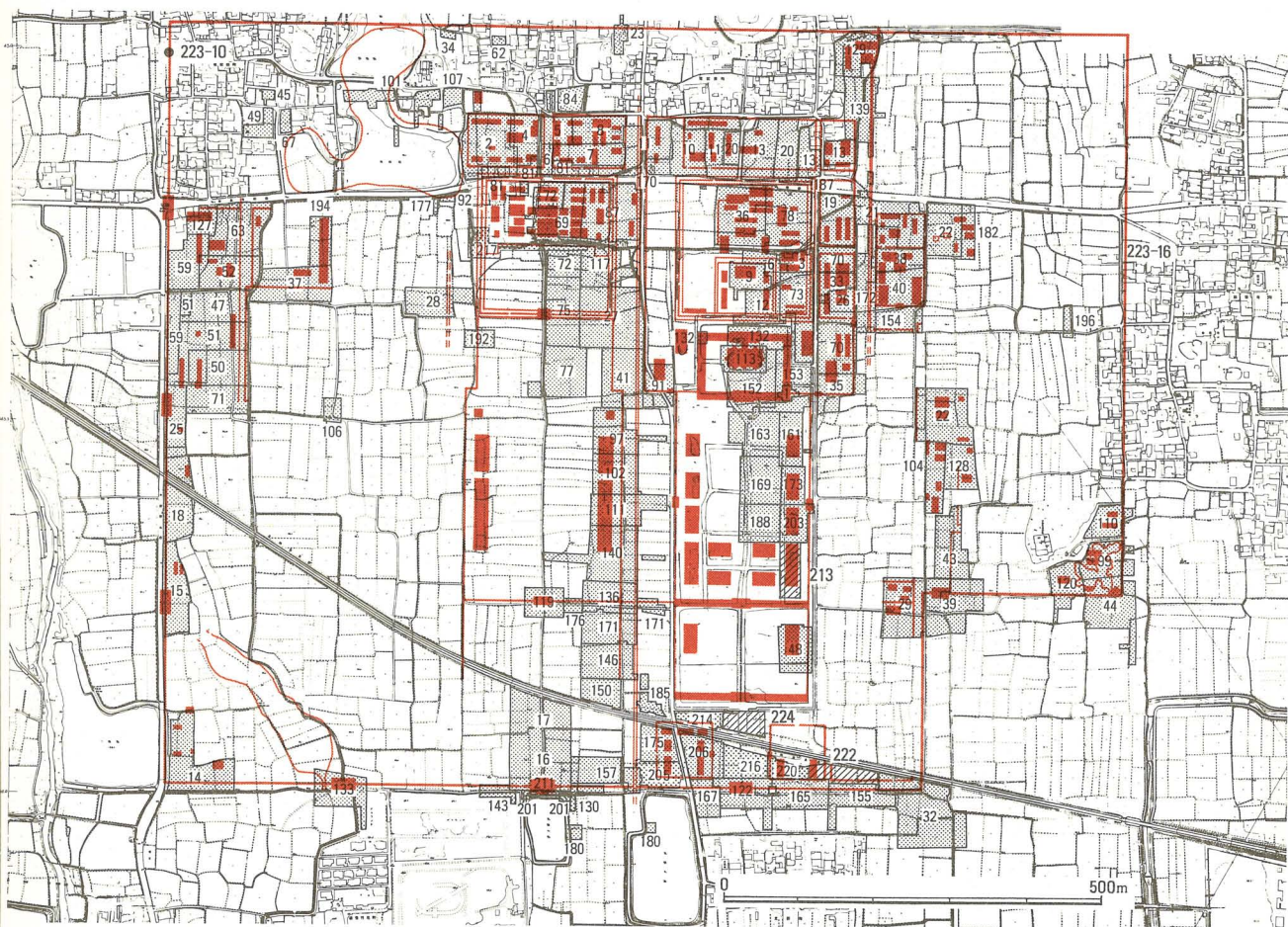


図1 1991年度平城宮内発掘調査位置図 (1/10000)

| 調査次数 | 調査地区 | 地区名 | 面積(㎡) | 調査期間 | 調査担当者 | 備考 |
|----------|------------|--------------------|-------|---------------|-------|--------------|
| 213 | 第二次朝堂院第四堂 | 6 A A V | 2,200 | 10. 1~12. 25 | 佐川 正敏 | |
| 222 | 式部省・式部省東宮衙 | 6 A A I | 2,200 | 3. 20~ 8. 6 | 小池 伸彦 | |
| 224 | 壬生門北方 | 6 A A X 6 A A Y | 1,600 | 7. 1~10. 25 | 森 公章 | |
| * 223- 7 | 北面大垣内側 | 6 A A A | 22 | 7. 11~ 7. 12 | 小沢 毅 | 奈良市下水道(地山確認) |
| 223-10 | 西面大垣 | 6 A D A | 10 | 11. 11~11. 19 | 玉田 芳英 | 大西俊三宅 |
| 223-16 | 東面大垣内側 | 6 A L D | 146 | 9. 4~ 9. 6 | 小野 健吉 | 奈良市下水道 |
| * 223-22 | 東面大垣内側 | 6 A L E | 24 | 1. 27~ 1. 28 | 高瀬 要一 | 奈良市下水道(地山確認) |

表1 1991年度 平城宮跡発掘調査地一覧 (*は未収録)

1 第二次朝堂院東第四堂の調査 第213次

1 調査の経緯

この調査は推定第二次朝堂院（以下「推定」を略す）の東第四堂において実施した。調査面積は約2200㎡である。

第二次朝堂院ではその東半分を継続して調査してきた。これまで、朝堂に関しては北から東第一堂（第161次）、東第二堂（第173次）、東第三堂（第203次）まで調査し、奈良時代後半の礎石建物（上層建物）の規模と構造を明らかにし、また各堂の下層には奈良時代前半の掘立柱建物（下層建物）があったことも判明した。このほか朝堂院東門の一部（第203次）、さらに朝堂院の朝庭部分では大嘗宮の遺構を始めとする複数時期の掘立柱建物を検出している（第163次・第169次・第188次）。

今回の調査の目的は、東第四堂の上層建物（以下「上層東第四堂」）の規模と構造、下層建物（以下「下層東第四堂」）の有無を確認することである。その結果、基壇やその周囲の舗装を含む上層遺構の保存が予想以上に良好で、上層東第四堂とその基壇の規模が判明した。一方、下層遺構の調査は上層遺構の保存を重視し、必要最小限度の調査にとどめたが、下層東第四堂の存在とその規模を確認することができた。

2 調査地の地形と基本層序

調査地は奈良山丘陵から南に延びる舌状の尾根上に位置し、第二次朝堂院は南および東に向かって傾斜する旧地形を整地して造営している。

調査地の基本層序は、昭和40年代の整備の際の置土が20～40cmあり、以下、旧耕土と床土が20～40cm、暗黄褐色の遺物包含層約10cmを経て遺構検出面に至る。旧耕土と床土は北から南へ階段上に低くなり、調査地南東部は近世に1m前後削平し耕作面をさらに一段大きく下げている。上層東第四堂基壇外での遺構検出面は上層第四堂に伴なう礫敷舗装面あるいはその直下の整地土であるが、本来の基壇上面はすでに破壊され、基壇の積土が露出する。奈良時代の上下東第四堂

造営に伴う整地層は、調査地の西では厚さ20～30cmで、東に行くほど旧地形が傾斜しているので整地層は厚くなり、調査地の東端では厚さ1.2mのところもある。整地層の下には北寄りでは10cm～20cmの暗褐色粘質土の遺物包含層があり、南寄りにはさらにその上に青灰色砂質土層が堆積する場合がある。この遺物包含層中には埴輪、5世紀から7世紀にわたる土師器と須恵器を含む。

3 遺 構

検出した遺構は奈良時代の遺構と近世の井戸や土壇などであるが、本概報では奈良時代の遺構のみ取り上げる。奈良時代の遺構は下層東第四堂と上層東第四堂などで、A・B 2期に大別できる。

A期 下層東第四堂（SB15041）がある。下層東第四堂は西側に廂をもつ17間×3間の掘立柱南北棟である（図2赤線）。柱間は桁行・梁間とも10尺（約3m）等間で、桁行170尺（約50.3m）、梁間30尺（約8.9m）である。柱穴はすべて上層東第四堂の基壇土に覆われており、断割り調査で北東隅柱穴、南妻棟通り柱穴、西庇柱穴を含む計10基の柱穴を検出し、上述した規模が判明した。柱はすべて抜き取られている。身舎部分の柱掘形は北から少なくとも6間目までは短辺約1.5m、長辺約2mの長方形をなし、南妻寄りでは一辺約1.5mの隅丸方形をなし、柱抜き取り穴からみて柱の直径は40cm程である。西廂は柱掘形、柱抜き取り穴ともに身舎に比べて小型で、掘形が一辺約1mである。

下層東第四堂の造営過程は、基壇断ち割り調査で明らかになった（図9）。0.8m程の整地をした後、身舎の柱掘形を整地土の上面で掘り込み、柱を立て、さらに下層東第四堂の基壇土を積みながら、柱の下部を埋め込む。したがって、上層東第四堂の造営にあたり、下層東第四堂の柱を抜き取った面は、柱掘形の掘り込み面とは一致せず、下層東第四堂基壇面となる。この下層基壇は上層東第四堂造営の際に削平を受けて旧状をとどめていない。西廂の柱掘形の掘り込み面と柱抜き取り穴の掘り込み面は下層基壇土上面であり、身舎の柱を立て、下層基壇を築いた後に、西廂の柱を立てていることを、東第三堂の調査同様再確認した（図10）。この点については、工程差という解釈と後に西廂を増築したという解釈が

可能だが、当初計画に西廂があれば、柱を立てる工程も身舎と同時に進行するはずであるし、しかも西廂の柱が掘形と共に小型である点も考慮すれば、西廂はのちの増築と解される。なお下層東第二堂から第四堂は、南北に柱筋を揃えている。

さて身舎北寄りの柱掘形の平面形が長方形で、大きさも南寄りの例に比べて大きい理由も判明した。身舎北東隅付近の3基の柱掘形を平面検出した後、それらの断面を記録するべく掘り下げ底面に達すると、その北寄りに一辺1.3m程の正方形の別の掘形がそれぞれで現れた(図6)。それらは柱抜き穴をもたず、底面もほぼ正方形で、深さ約0.5mある(図7)。同様の状況は北妻から少なくとも6間目の柱穴(近世の井戸の断面にかかる。図8)まで確認できるが、南妻寄りでは底面に別の掘形は確認できない。また、身舎北寄りの柱抜き穴は、いずれも柱掘形の南端中央に位置している。これらの事実を、後述する朝堂の配置計画との関連で見ると、下層東第三堂の南妻と下層東第四堂の北妻との間隔を、当初45尺で設計していたのを、下層東第四堂と第二次朝堂院南面掘立柱塀との距離を当初の88尺から85尺という完数にとるように、施工の段階で配置変更した、とも解釈できる(図14)。その結果柱位置を南へ3尺、約1m移動する必要が生じ、当初の柱掘形に柱が収まらず、南へ柱掘形を拡張したので、長方形になったのであろう。こうした事実は下層東第四堂でのみ確認できる」第二次朝堂院配置計画に関わる新知見である。

B期 上層東第四堂(SB15040)の時期である。上層東第四堂は上層東第一堂から第三堂と同様に、本瓦葺きで四面廂の礎石建物であり、柱間は、身舎が桁行・梁間ともに13尺(3.8m)等間、廂の出が10尺である(図2黒線)。上層東第四堂の規模は、桁行15間、189尺(約55.9m)、梁間4間、46尺(約13.6m)であり、第一堂から第四堂まで南北の柱筋を揃えるが、桁行は第四堂が最長である(図4)。

基壇は北寄り3分の1の保存が特に良好であり、そこで根石を残す礎石据え付け掘形13基を検出した。基壇外装には凝灰岩切石が使用され、その地覆石の抜き跡が溝状に残っており、基壇規模が南北205尺(60.7m)、東西60尺(17.8m)、基壇縁は廂から8尺外に出ることが判明した。また階段が東西に各5つ(第一堂

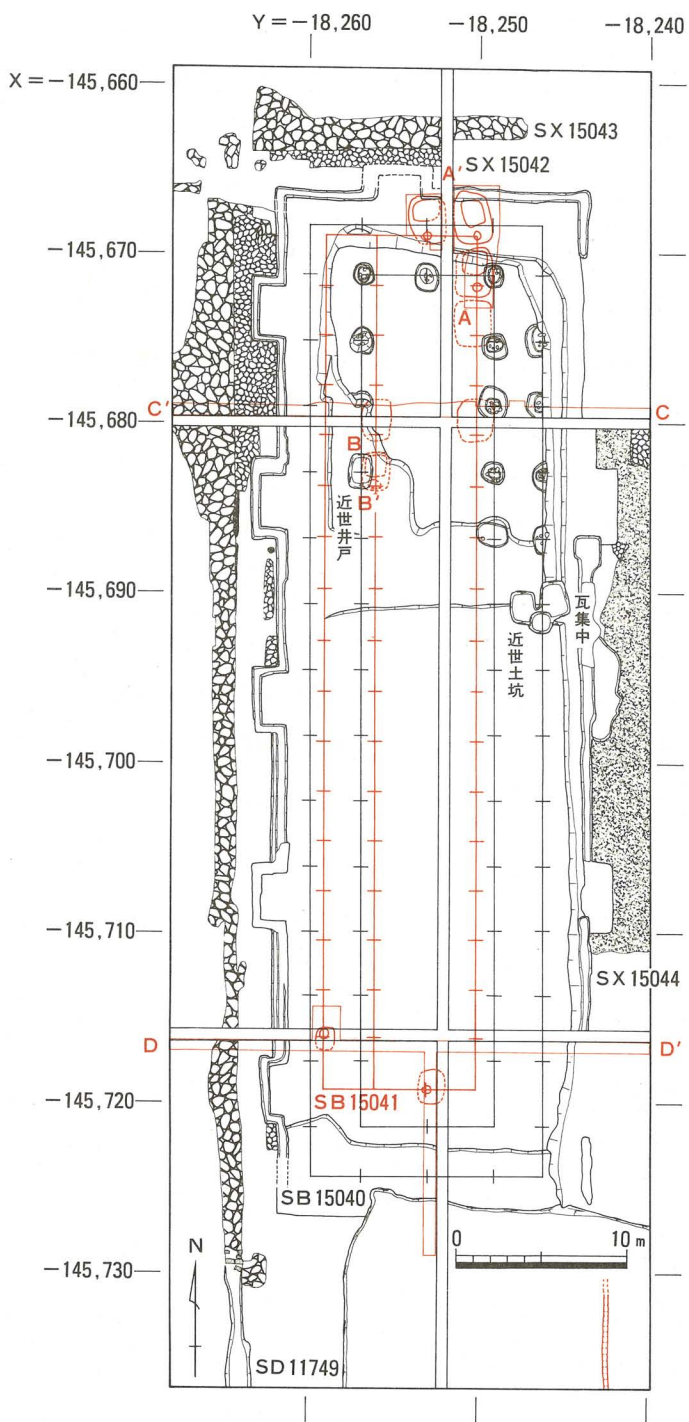


図2 第213次調査検出遺構

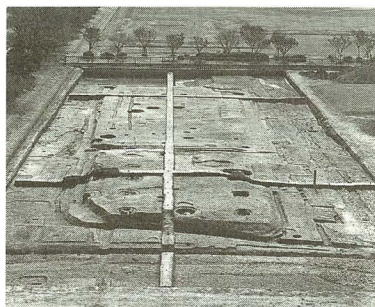


図3 東第四堂と朝集殿

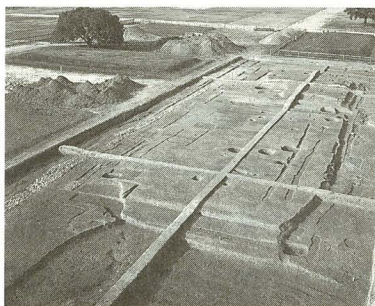


図4 東第四堂と朝堂院



図5 西面北1階段と礎敷

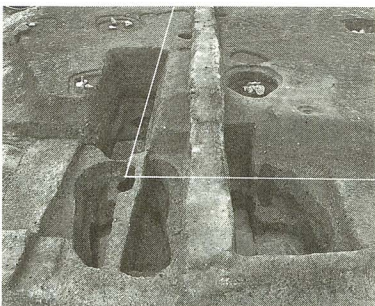


図6 下層東第四堂北東隅柱穴

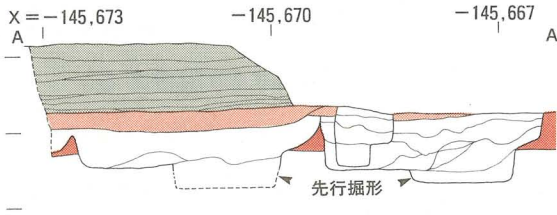


図7 基壇南北断面図A-A' (1/100)

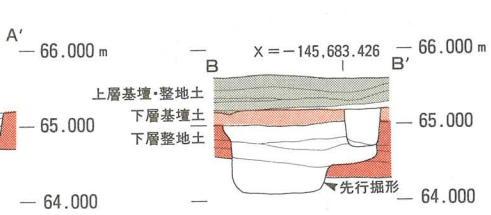


図8 近世井戸壁面の下層柱穴断面図 (1/100)

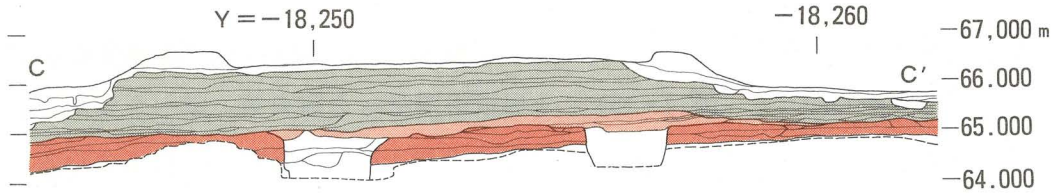


図9 第四堂基壇東西断面図C-C' (1/150)

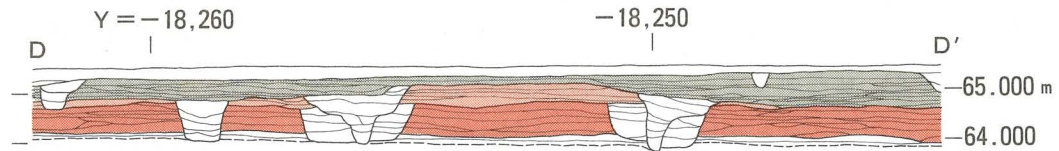


図10 基壇東西断面図D-D' (1/150)

から第三堂は東西各3つ)、南北に各1つあることも判った(図5)。階段の出は基壇縁の外4尺である。この階段の位置から、前述した第四堂の建物規模を最終的に確定することができた。

基壇の周囲のうち北側と西側は礫敷で、東側は凝灰岩を突き固めて舗装する。南側は削平されており、舗装方法は不明である。礫敷は内外二重になっている(図5)。まず基壇縁の外8尺の範囲には直径2~3cmの小礫を敷く(SX15042)。その外側は直径8cm前後の礫を敷く(SX15043)。この時内側の小礫の舗装を初めに行い、つぎに外側の舗装を行ったことが、両者の継目の上下関係から判明した。さらに基壇西側のこの継目の位置は、東第一堂から続く南北暗渠(SD11749)の東肩にほぼ一致する。基壇東側で検出した舗装SX15044は、凝灰岩の細片を厚さ5cm程に突き固めたもので、この手法による舗装は平城宮・京内で初めての発見である。なおこの舗装の下層に小礫面の存在箇所があるので、基

壇東側の本来の舗装は礫敷だった可能性がある。ところで基壇西側の礫敷舗装面のレベルは東側の凝灰岩舗装面のレベルより高く、比高差は0.4m前後ある。

断ち割り調査によれば、上層基壇の築成にあたっては掘り込み地業を行わない。下層東第四堂の柱を抜き取り、下層基壇を一部削った後、その上に厚さ10cm前後の複数枚の雑な積み土によって上層基壇を成形する。上層基壇の本来の高さは東側の舗装面から約2mあったと推定する。

上層東第四堂の配置決定にあたっては、下層建物と上層建物の両者が基準となっていることが判明した(図14・15)。上層東第四堂は上層東第一堂～三堂同様、その棟通りを朝堂院の東西の中軸線を西から3対1に分かつ線上に揃えている。この上層建物の棟通りは下層東第二堂～四堂の棟通りと一致するので、下層建物の棟通りを基準にして設定したことが判る。上層東第一堂と第二堂の南妻は、下層東第一堂と第二堂の南妻と一致し、上層東第三堂の北妻は下層東第三堂の北妻に一致する。したがって、上層建物の南北位置の決定に際しても、下層建物が基準になっている。この理屈でいけば、上層東第四堂の北妻は下層東第四堂の北妻と一致するはずだが、実際は微妙にずれている。上層東第四堂と第三堂の間隔は55尺であり、これは上層東第二堂と第三堂の間隔と同じなので、整然とした配置を重視して、両間隔を等距離にしたと推定できる。上層東第四堂の南妻は基壇東西に奇数の階段を設定するという条件と全体の配置上のバランスによって決定したのであろう。

4 遺 物

本調査で出土した遺物の大半が瓦である(図11、表2)。軒瓦中には軒瓦編年I期の例がなく、II期の軒丸瓦6311が10点程ある。第二次大極殿地区、東第一堂～第三堂の調査でも軒瓦6311A・B-6664D・Fのセットが一定量出土しているので、下層東第四堂も含む下層建物で屋根の葺替えなどに伴い、棟飾りにこれらの軒瓦を採用したと推定できる。

軒瓦で大半を占めるのは、従来の朝堂の調査同様6225C-6663Cのセットである。これらは天平17年(745)の平城還都後、大極殿や朝堂院の上層建物の造営

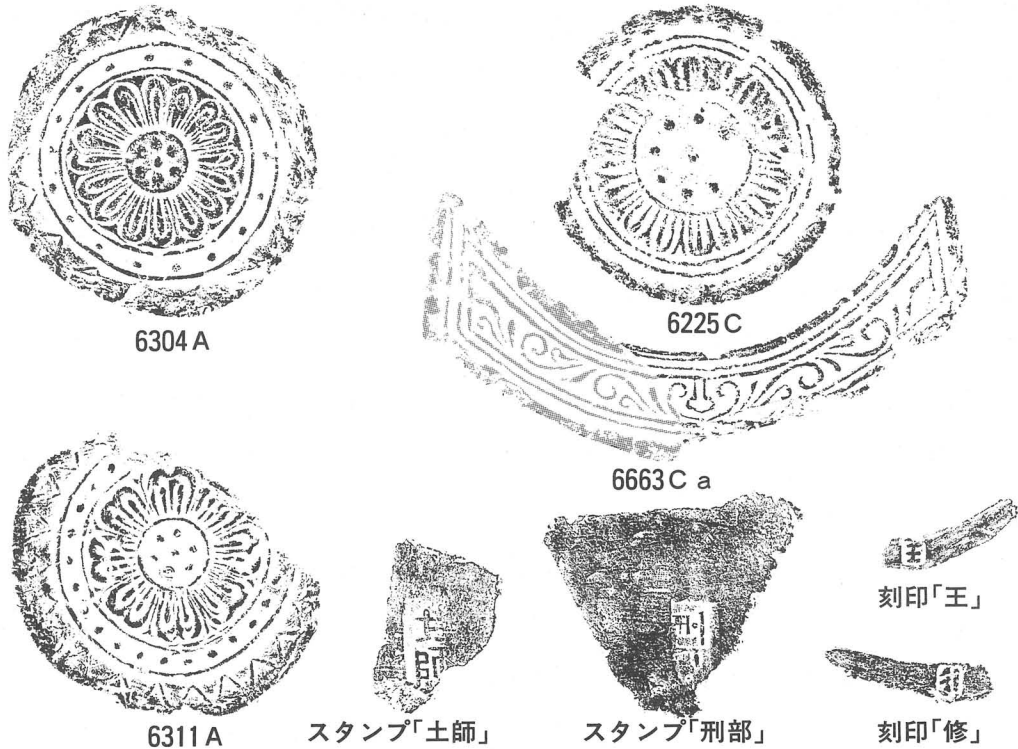


図11 第213次調査出土瓦 (1/4)

| 軒 丸 瓦 | | | 軒 平 瓦 | | | 道 具 瓦 | |
|------------------------------|-----|----------|---------|-------|-----|-------|------------------|
| 型 式 種 | 点 数 | | 型 式 種 | 点 数 | | 種 類 | 点 数 |
| 6 1 3 2 | A | 1 | 6 6 6 3 | C | 3 5 | 鬼 瓦 | 3 |
| 6 1 3 3 | D | 1 | | ? | 2 2 | 文 字 瓦 | |
| | O | 1 | 6 6 8 2 | A | 1 | 刻 印 瓦 | 7 |
| | ? | 5 | 6 7 0 4 | A | 3 | | |
| 6 2 2 5 | C | 3 7 | 6 7 8 2 | | 1 | 丸 瓦 | |
| | L | 2 | 薬 師 寺 | 3 2 1 | 1 | 重 量 | 7 8 6 . 4 kg |
| | ? | 1 5 | 型 式 不 明 | | | | |
| 6 3 0 4 | A | 1 | (奈 良) | | 7 | 点 数 | 7 , 3 2 4 |
| | B | 1 | (平 安) | | 1 | | |
| 6 3 1 1 | A | 6 | (近 世) | | 2 | 平 瓦 | |
| | B | 3 | | | | 重 量 | 3 , 2 4 2 . 4 kg |
| | ? | 2 | | | | | |
| 型式不明 (奈 良) (中 近 世) | | 2 3 1 | | | | 点 数 | 3 0 , 8 2 4 |
| 軒 丸 瓦 計 | | 9 9 | 軒 平 瓦 計 | | 7 3 | | |

表 2 第213次調査出土瓦集計表

用に供給したものである。しかし、東第四堂を含む朝堂院のセットと大極殿や内裏などのセットとは、文様はまったく同一だが、製作技法に違いがある。軒丸瓦6225Cの技法には瓦当裏面に丸瓦の接合痕を残す「接合式」と丸瓦の先端も瓦当の一部をなす「型木一本造り式」があり、朝堂院では接合式が主体である。とくに東第四堂の場合はすべて接合式の可能性が高い。第二次大極殿、内裏地区などでは一本造り式の6225Cの組成比が高くなるし、同文の6225A（これは一本造り式のみ）の方が徐々に主体になる。

軒平瓦6663Cは朝堂院例では范型彫り直し以前の6663Caの組成比も高く、范型の傷進行も少ない。そして、恭仁遷都直前に主流の曲線顎の先端を削らない古式のタイプ（曲線顎1）の組成比も高く、とくに東第四堂の場合はほとんどが曲線顎1である。これに対し、第二次大極殿、内裏地区などでは范型彫り直し後の6663Cbで、顎の先端を削る新式のタイプ（曲線顎2）からなる。つまり製作年代の古い6663Cを第二次朝堂院地区へ主体的に供給している。これとセットの接合式の軒丸瓦6225Cも一本造り式の6225Cに先行して製作した可能性が高い。ところが6225C-6663Caのセットは恭仁宮では出土していない。そこで問題は古式の6225C-6663Caのセットを製作した時期であるが、平城遷都以前の可能性もある。仮にその可能性を前提にすると、第二次大極殿や朝堂院の上層建物の造営が計画的なものであった可能性もでてくる。今後の大きな研究課題といえる。

軒瓦のほか大量の丸瓦と平瓦が出土している。それらの重量比と点数比はともにほぼ1：4であり、平瓦の葺足が小さくなることを示している。またこれらの瓦の中には奈良時代中頃から後半までのスタンプ・刻印瓦もある。（佐川正敏）

5 東第四堂の性格

本調査では東第四堂の性格を裏付ける遺物は未発見である。『大内裏図考証』にみえる平安宮朝堂院の東第四堂は、明礼堂と呼ばれ、八省のうちの治部省とその管轄下雅楽寮、玄蕃寮、諸陵寮の役人の着座、政務の場であった（図12：岸俊男「図11 内裏・朝堂院概念図」『NHK大学講座 日本の古代都市』1981年）。明礼堂は桁行15間で階段も東西各5つで、平城宮朝堂院の上層東第四堂の規模に

も、今回の調査で南北棟の東第一堂～第四堂については終了したことになる。そこで、第五堂・第六堂は未調査であるが、これまでの成果を整理しつつ、この地区における建物配置の復元を試みることにしたい。大極殿院と朝堂院は密接な関係をもって造営されているため、ここでは両者について述べる。なお上層の礎石建物・築地と対応する形で、下層に掘立柱の遺構が存在することが明らかになっているが、下層遺構に対しても、上層遺構に関する呼称を準用するものとする。また仮設建物については除外し、常設の建物を対象としたい。

下層大極殿院 東西200大尺(240尺)・南北225大尺(270尺)の内郭と、その外側の外郭に分れる。中軸線上には、南からそれぞれ閤門・大極殿・大極殿後殿に相当する東西棟建物SB11210(5×2間、65尺×30尺)・SB9140(7×4間、105尺×60尺)・SB10050(10×2間、105尺×20尺)がおかれる。

内郭の南北長に関しては、東面の塀SA10048が正確に10尺等間で27間に割り付けられていることから、270尺であることは動かない。内郭南限と内裏の間隔については、後者の南限をSA7592にとって280大尺(336尺)とし、内郭の南北長をその $4/5$ (224大尺=268.8尺)とする考えがある(井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集Ⅶ』1985年)。しかし内裏の変遷についての検討が進んだ結果、当初の内裏南限はSA655であって、SA7592はそれを60尺南に移動させた第Ⅱ期の遺構であることが明らかになった。したがって問題とすべきはSA655でなければならないが、これと大極殿院南限(朝堂院北限)の塀との距離は、ちょうど400尺となる。この値は、大尺では333.3大尺で、完数にならない。同様に、北面の塀とSA655の間隔も130尺であって、大尺では完数を得ることができない。

一方、大極殿下層建物SB9140は、内郭を南から2:1に内分する点、つまり南から150大尺(180尺)、北から75大尺(90尺)の位置に建物心を置く。後殿下層建物SB10050は、これと東西の妻を揃えるように、桁行総長を一致させて造営されたと考えられる。SB10050の桁行に関して『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(以下『昭和56年度平城概報』のように略記)は、両端を12尺、残りを10尺等間と見ており、その場合総長は104尺となるが、図面を検討するかぎり

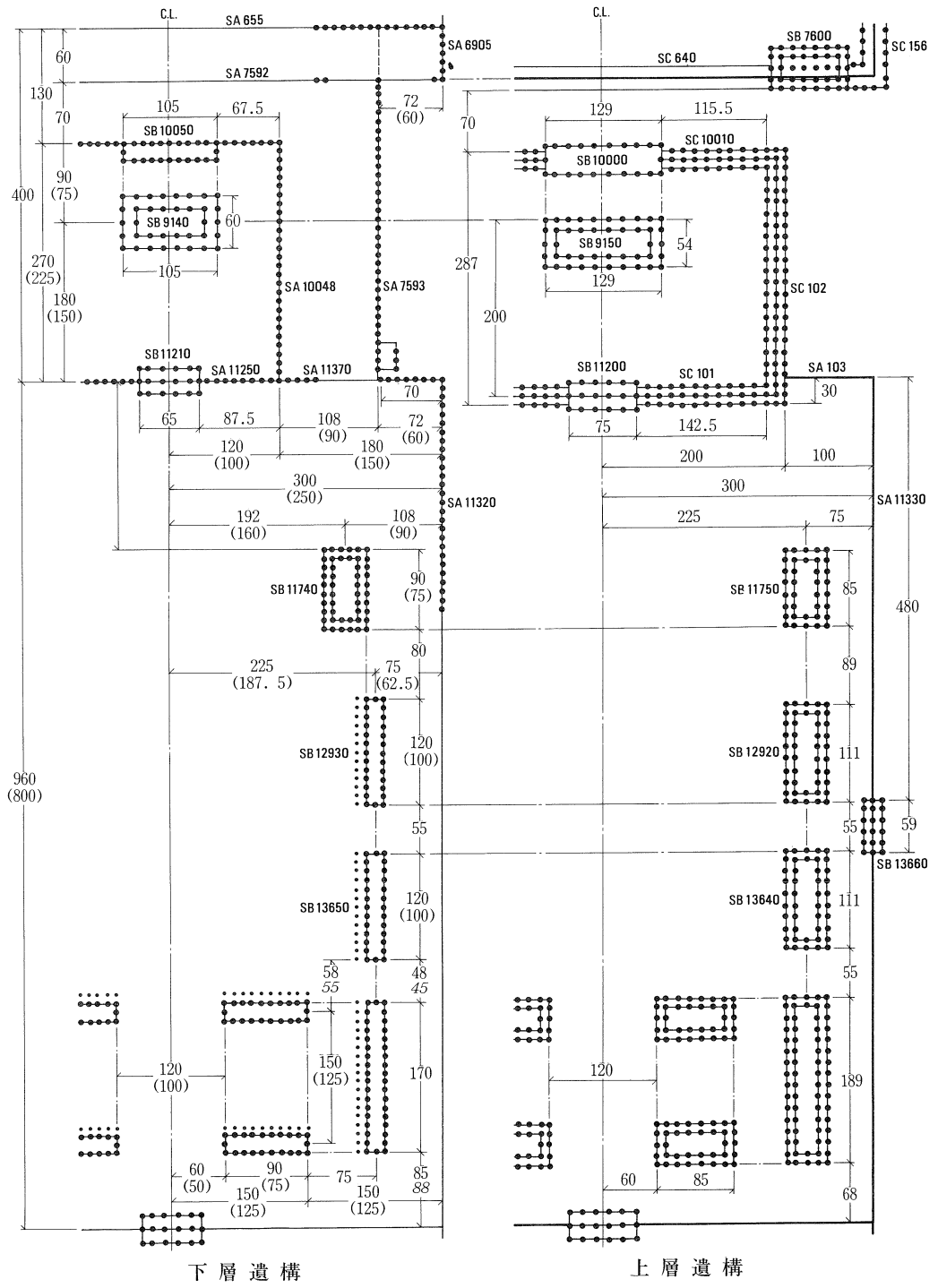


図14 第二次大極殿院・朝堂院地域の建物配置の復原 単位小尺、() 大尺

105尺とみて問題はない。ただ両端を12尺とするのは難しく、むしろ塀との取り付け部分の複数の柱間を長くとることによって調整したと推定される。

こうした状況は、同じく10尺等間を基本とする内郭の塀についても窺うことができる。間に建物を介在させない南北塀は問題ないが、中軸線上の建物SB10050・SB11210に影響される東西塀では、残りの部分が10尺の倍数とならない。これを解消するため、東西塀の場合は、ともに取り付け部分を含めたいくつかの柱間を減じることにより、あわせて2.5尺を調整しているのである。

外郭を画するSA7593に関しては、第Ⅰ期の内裏南限SA655に取り付くとする考えと、第Ⅱ期のSA7592に接続するかたちで造営されたとみる考えがある。この塀は、内郭東限から90大尺（108尺）東にあり、内郭東限と朝堂院・内裏東限の間の距離150大尺（180尺）を、西から3:2に内分する位置にあたる。ただし、朝堂院北限の塀SA11370は東から10尺等間に割られているので、その柱位置とSA7593の延長は一致せず、東西に2尺のずれを生じている。

下層朝堂院 東西500大尺（600尺）・南北800大尺（960尺）の大きさ（井上前掲論文）で、内部に12の朝堂を配していたと推定される。この区画の東西幅は北側の内裏と等しく、また南北長は西側の第一次（中央区）朝堂院と一致する。

朝堂のうち第一堂のみは四面廂で、残りは片廂である。規模は、第一堂が9×5間（90尺×46尺）、第二堂と第三堂が12×3間（120尺×30尺）、第四堂が17×3間（170尺×30尺）である。第五堂・第六堂は未検出であるが、全体の配置から見て、ともに9×3間（90尺×30尺）であろう。

ただし、第一堂の廂柱が身舎の柱とそれほど遜色のない大きさをもつのに対し、第二堂以下の廂の柱は、身舎柱に比べて明らかに小型である。したがって、後者は差しかけの土廂と考えられよう。第一堂が梁間五間で、入母屋または寄棟の屋根構造をもつのは、大きく外観を違えていたことになる。第一堂と第二堂以下との格式の差を示すものであろう。また第三堂・第四堂の調査所見によると、少なくとも工程上は、廂が身舎部分より後に付加されている（『1989年度平城概報』および本概報）。こうした点から見ると、建物の位置決定は、廂を除く身舎部分

を基準としていたと考えるのが妥当である。

東第二堂から第四堂は、南北に柱筋を揃えており、その棟通りは、中軸線から東限までの距離250大尺（300尺）を3:1に内分する位置、つまり中軸線から187.5大尺（225尺）東にある（『昭和61年度平城概報』）。これに対して東第一堂は、東の側柱を第二堂以下の身舎の西端に揃える。したがって、棟通りで比較すると第一堂は33尺内側に寄っており、中軸線からの距離は160大尺（192尺）となる。これは、北妻から朝堂院北限までの距離と等しく、すなわち朝堂院の南北長800大尺の1/5にあたる（『昭和59年度平城概報』）。

一方、朝堂の間隔は、第一堂と第二堂の間が80尺、第二堂と第三堂の間が55尺であり、いずれも小尺で設定されたことは間違いない。

第三堂と第四堂の間隔は48尺であるが、第四堂の柱のうち少なくとも北寄りのいくつかについては、柱位置を移動させた痕跡が認められ、当初は45尺に設定された可能性が高い。こうした変更が行われた理由は明確でないが、これによって第四堂南端と朝堂院南限との間隔は88尺から85尺に変えられたと推定されるので、その部分の距離を5尺単位の完数にとろうとしたものかもしれない。

なお同様な土廂をもつ平安宮の例では、古図によると東第五堂の身舎の北端と第六堂の身舎の南端が、それぞれ第四堂の北妻・南妻と一致する。平城宮についてもこれと同じ状況を想定すると、第三堂南妻から第五堂棟通りまでの距離は55尺となる。したがって、第二堂以下とは隔絶した第一堂を除外すれば、以下の南北の間隔設定は、基本的には55尺にとられたとみることができる。

以上のように、朝堂の位置決定にさいしては、桁行方向が建物の妻、梁間方向が棟通りを基準とした状況が看取される。第五堂と第六堂の間隔は、棟通り間で125大尺（150尺）と推定されるが、これは第一堂の桁行90尺、第二堂・第三堂の桁行120尺が各々大尺の75大尺・100大尺に相当するのを考えあわせると、興味深い数値である。つまり朝堂の配置にあたって、地割上基本となる南北距離を75大尺（90尺）・100大尺（120尺）・125大尺（150尺）にとった可能性がある。この場合、第四堂の桁行170尺は、二次的に導き出されたものであることになる。

なお第五堂・第六堂の東西位置については、第四堂の廂から55尺あけて東妻を置いたとすると、それは中軸線と朝堂院東隈間250大尺（300尺）の正しく中央となる。また桁行を90尺（75大尺）とみると、東西の朝堂の間がちょうど100大尺（120尺）となり、配置計画としては非常に蓋然性に富む数値が得られる。

上層大極殿院 大極殿SB9150（9×4間、129尺×54尺）を中心として、これを閤門SB11200（5×2間、75尺×30尺）と大極殿後殿SB10000（9×2間、129尺×32尺）を結ぶ複廊で囲む。中軸線は下層遺構と一致しており、この線上の3棟は全て柱筋を揃える。大極殿院の規模に関しては、中軸線から東面回廊の外側の柱までの距離がちょうど200尺あり、東西幅は外側柱間で400尺となる。

回廊の桁行は13尺、梁間は10尺である。ただし南面回廊と北面回廊は、それぞれ閤門と後殿の影響により、桁行を等間に割ることができない。このため、建物との取り付け部分の柱間を0.5尺または1.5尺減ずることによって、端数を処理している。東面回廊はそうした制約を受けることがないので、回廊内側柱列間の南北距離247尺を正確に13尺等間の19間に割る。このことから逆に、大極殿院の南北長は、回廊外側柱列間で287尺と確定することができる。

大極殿の位置については、従来明解な説明がなされていないが、図面を検討すると、下層建物の棟通りの位置に北の側柱列をおいていることが明らかである。つまり北側柱列で比較すると、30尺南に移動している。また閤門SB11200の棟通りは、下層建物SB11210より20尺南に置かれており、これと大極殿北端までの距離は200尺となる。よって、大極殿院の計画としては、東西・南北ともにこの200尺というのが一つの基準となっていたとも考えられる。

一方、後殿SB10000の棟通りと北面回廊の北側柱列は、それぞれ下層のSB10050の棟通りおよび北面の塀から13尺南にある。また南面回廊の南側柱列は、下層の塀から30尺南にあり、下層の内郭北限の塀からの距離は正しく300尺となる。東西長と同じく回廊外側柱列を基準とすることとあわせて、この300尺という数値の完数性を重視したい。そして大極殿院の南北長287尺は、下層よりも北限を13尺南に寄せるために桁行1間分を減じた結果、つまり300尺－13尺という引き算

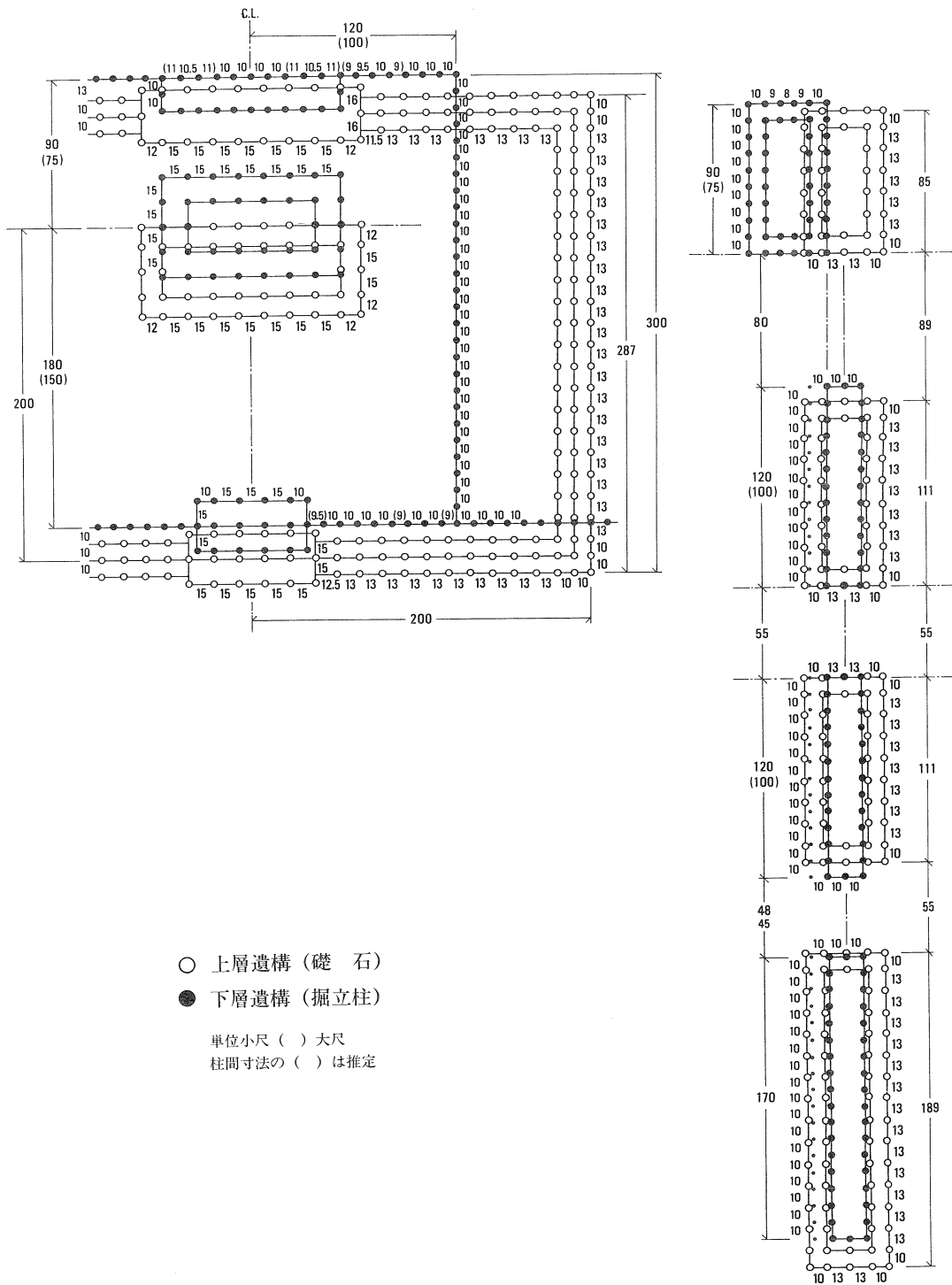


図15 第二次大極殿院・朝堂院地域における下層遺構と上層遺構の関係

の結果として算出されたものと想定したい。北限が南に寄せられた理由は、第三期の内裏区画施設が築地回廊になり、その南側柱列がそれまでの塀より13尺南に置かれたことによるのであろう。上層の大極殿院と内裏の間隔が、下層と同じ70尺に保たれているのは、こうした調整の結果と考えられる。

上層朝堂院 下層区画を完全に踏襲し、外周の掘立柱を築地に作り替える。

朝堂は全て四面廂の礎石建物となり、身舎の柱間が桁行・梁間ともに13尺等間、廂の出が10尺で共通する。桁行は、第一堂が7間（85尺）、第二堂・第三堂が9間（111尺）、第四堂が15間（189尺）である。第五堂・第六堂は、第一堂と同じく7間（85尺）であろう。梁間はいずれも4間（46尺）である。ちなみにこの46尺という梁間は、下層の第一堂のそれと等しい。

第二堂～第四堂の棟通りは、下層建物と正確に一致する。また、第一堂もその特殊性を失って、これと柱筋を揃える。南北方向の位置の基準も下層建物におかれており、第一堂と第二堂は、その南妻を下層建物の南妻に一致させている。一方、第三堂は、北妻を下層建物の北妻と揃える。したがって、第二堂と第三堂の間隔は、上層においても55尺と変わらない。ただ上層では、この55尺という間隔設定を第三堂と第四堂の間にも適用しており、その結果、第四堂の妻は下層との間にわずかなずれを生じている。

第五堂・第六堂については推定によるほかはないが、前者の北側柱列と後者の南側柱列を、それぞれ第四堂の両妻にあわせたと考えられる。東西位置については、いずれかの妻を下層建物と一致させたとみるほかに、第四堂との間隔を55尺とした場合など、いくつかの可能性が想定される。5尺以内の差であるが、ここでは下層における東西の朝堂間の推定距離120尺（100大尺）を踏襲したと見て、東第五堂・第六堂の西妻を下層建物と揃えたと考えておきたい。

朝堂院東門SB13660は、南北および西側の雨落溝を確認したにすぎないが、南北雨落溝の心々間距離は21.1m（70～72尺）、築地心から西雨落溝心までの距離は6.0m（20尺）である。したがって、桁行中央3間を13尺等間、端間と梁間を10尺とする5×2間（59尺×20尺）の門を復元することができる（基壇規模を65×55

尺とする『1989年度平城概報』の記述は誤りであろう)。なお、東門の心は第二堂・第三堂間の中央にあるが、この復元によるとその北妻は朝堂院北限から480尺南にあたり、ちょうど朝堂院南北長の二等分線上に位置することになる。

まとめ 以上の考察による成果を簡単にまとめておく。

(1) 下層遺構においては、区画の規模は大尺を用いて設計されている(大極殿院内郭…200×225大尺、朝堂院…500×800大尺)。したがって、その比率分割により設定された距離も、一般に大尺の方が完好な値となる。また大尺の使用はこれにとどまらず、朝堂院第一堂～第三堂の桁行総長(75大尺・100大尺)、第五堂・第六堂間の棟通り間の距離(125大尺)の設定にも及んでいた可能性がある。後者は、朝堂院内部における地割としての性格を有していたと推定されるが、全体を通じてこうした基本設計が大尺によることは確実である。

(2) 第I期の内裏南限と下層の大極殿院南限(朝堂院北限)の間隔は400尺で、朝堂間の間隔は80尺または55尺を基本とする。これらの間隔設定は大尺では完数とならず、小尺によるものと考えられる。

(3) 下層遺構の柱間は、小尺の10尺等間を原則とする。基本設計として大尺を使用する場合、25大尺(30尺)の倍数が選ばれているのは、それとの整合性を考慮した結果とみられる。したがって、小尺で端数を生じるような大尺設定は疑問であり、間隔設定とあわせて、実施設計が小尺によることは疑いない。

(4) 上層の大極殿院は、下層のそれを基準として設定されており、大極殿をはじめとする建物の南北位置も、下層建物を平行移動することによって決められている。区画の規模には、一定の計画性が存在する。

(5) 上層の朝堂院は、下層区画をそのまま踏襲する。朝堂の位置は下層建物を基準として設定されているため、上層遺構内部での完数性は低い。ただし、第二堂以下の朝堂間隔を55尺に揃えるという規格性も認められる。(小沢 毅)

2 式部省・式部省東役所の調査

第222次

1 はじめに

この調査は、1989年度より近鉄線路南側で順次実施してきた一連の兵部省、壬生門北方、式部省の調査のうち東端部の調査で、第32次と220次調査区の間に残されていた区域にあたる。第165・220次調査により、式部省はその南限と東西の区画、式部省西第二堂と中央広場について明らかにされている。また、第32次補足調査・155次調査により、本調査区の南側と東側が明らかとなっている。第220次調査では、建物の配置や大まかな変遷について、兵部省とよく似た構造、変遷をたどることが確かめられている。また、奈良時代前半の式部省の遺構は、兵部省と同様に、奈良時代後半の式部省区画内では確認されていない。

今回は、式部省東第二堂周辺を明らかにすること、奈良時代前半の式部省の存在の有無を明らかにすること、また平安宮大内裏図などにより想定できる、式部省東方の式部厨（式町）存在の有無を確認することなどを主な目的とした。調査の結果、式部省の区画内では奈良時代前半の式部省を確認できなかった。しかし式部省の東方域（以下、式部省東と総称する）の下層において、考課木簡を出土

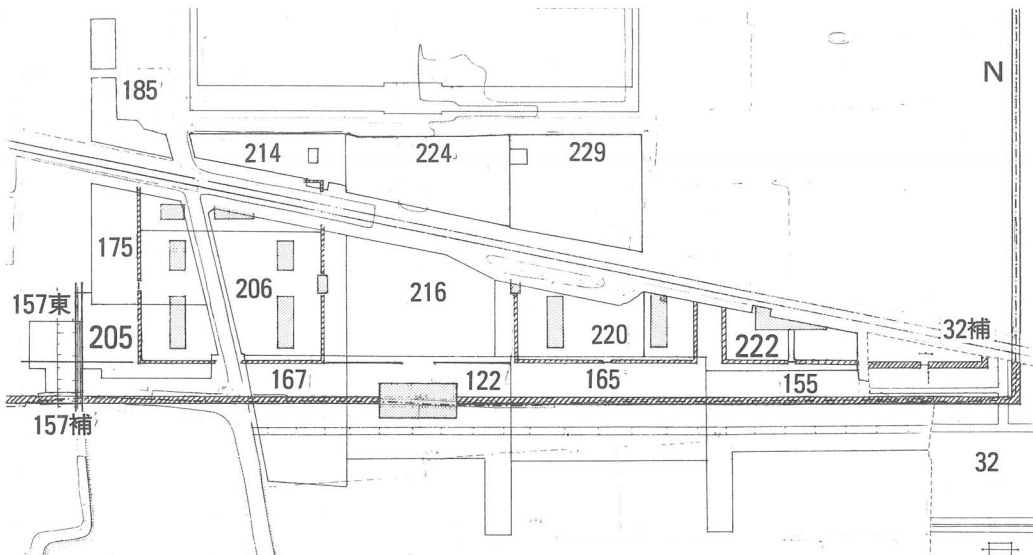


図16 第222次調査位置図

する井戸跡や掘立柱建物・塀跡などを検出し、奈良時代前半に遡る式部省に関連する役所跡（以下、式部省東前期役所と仮称する）の存在を確認した。また、式部省東の上層においても役所（以下、式部省東後期役所と仮称する）の遺構を明らかにできた。さらに、平城宮造営期の南面大垣に先行するとされる遺構についても新たな知見が得られた。

2 遺 構

調査区の層序は、基本的に上から真砂土の盛土、旧耕土、床土、暗褐～灰褐色土、灰褐色砂質土（第2次整地層）、灰色～明灰褐色砂質土（第1次整地層）、暗褐～暗黄褐色粘質土（地山）の順である。奈良時代の遺構は2つの整地層の上面で検出した。主な遺構には、南面大垣に先行し第二次朝堂院地区南方を大きく区画すると考えられる掘立柱塀、式部省東前期役所の掘立柱区画塀や掘立柱建物、第220次調査で明らかになった奈良時代後半の式部省関連施設、式部省東後期役所の基壇建物や区画築地塀などの関連施設、鋳銅工房、式部省および式部省東後期役所廃絶後の掘立柱建物や掘立柱塀などがある。これらは大きくA～C期の3時期に分かれる。以下この時期区分に沿って、遺構の概要を述べる。

A 期（奈良時代初め）

この期の遺構は、基本的に第1次整地土の上面で検出し、B期の遺構の下層に位置する。

SA14400 南面大垣に先行するとされ、壬生門をはさんでSA1765と対称の位置にあり、壬生門の東から始まる掘立柱東西塀。今回その東端を確認した。第216・165次調査では塀の南北に雨落溝SD9480・14401を検出しているが、今回の調査では削平のために確認できなかった。東端部の柱穴は後述する式部省東第二堂建物心の南延長上にほぼ位置する。調査区内では1間分（3.6m）を検出した。

SA14680 SA14400東端に接続する南北塀。北側は9間分、南側は2間分まで確認している。SD11990・12030Aを東西の雨落溝とする。柱掘形は1mを超え、深さは1.5mほどある。調査区内で、柱間は2.7m（9尺）等間である。南側2間分からさらに南へ延びるのかどうかは、第165次調査の結果でも不明である。雨落溝

は、幅0.8～1.2m、深さ0.4m。塀と溝心間は約2.4m（8尺）。雨落溝は東第二堂の側柱筋にほぼ重なり、南でSD4100Aに合流する。

SF11960 式部省と式部東の間の南北道路。SD11620A・B・C・11970A・B・Cを東・西側溝とする。現状で路肩幅3.5～5m、両側溝の心々間幅約6.1m。側溝の改修などにより、路肩の形状はかなり崩れている。SD11620は幅1.5～3m、深さ0.5m、SD11970は幅2～2.5m、深さ0.5m。

SA14681・14682 式部省東前期役所の南・西面を区画する掘立柱塀。後述する式部省東後期役所の南・西面築地の下層にある。SA14681は南面を区画する東西塀で、幅約4.5m（15尺）が出入口として開いている。出入口の西では柱間寸法が約2.4m（8尺）等間、11間、東側では、柱間寸法は8～9尺あり、東方はさらに調査区外へ延びている。出入口の心は後期東役所の南面西門の東礎石位置にあたる。西面を区画するSA14682は柱間寸法が約2.4m（8尺）等間、SA14680の東約27m（90尺）に位置する。

SB14685 式部省東前期役所の掘立柱南北棟建物。後述する基壇建物（SB14740）下層から検出した。調査範囲が限られているため、わずかに南妻とその北1間分を確認したのみである。梁間は2間。桁行、梁間とも柱間寸法は約2.4m（8尺）等間。浅いながらも、雨落溝（SD14686・14687・14688）が残る。溝幅40～60cm、東・西の軒の出は1.5m（5尺）、南妻の出は1.2m（4尺）。東雨落溝SD14688はそのまま南流するが、南端部は不明。南妻はSA14681から北へ約10.3m（35尺）、東西中軸はSA14682から東へ約37.2m（125尺）に位置する。

SD14689 SD14688に接続する東西溝。幅は40cm程度。後述するSD14751と部分的に重なっている。東部は不明。

SE14690 基壇建物SB14740の下層で検出した井戸。抜取り跡は崩壊のために掘形とはほぼ同じ規模にまで広がっており、掘形は北東・北西隅にわずかしか残らない。掘形は1辺約5mの方形で、深さが約2.2m。抜取り跡には、下から青灰～暗青灰色粘土、粘土混じり青灰色砂、黄灰～緑色混じり黒灰色粘土が堆積しており、黒灰色粘土中には考課木簡を中心とした式部省関連の木簡（紀年のあるものは天

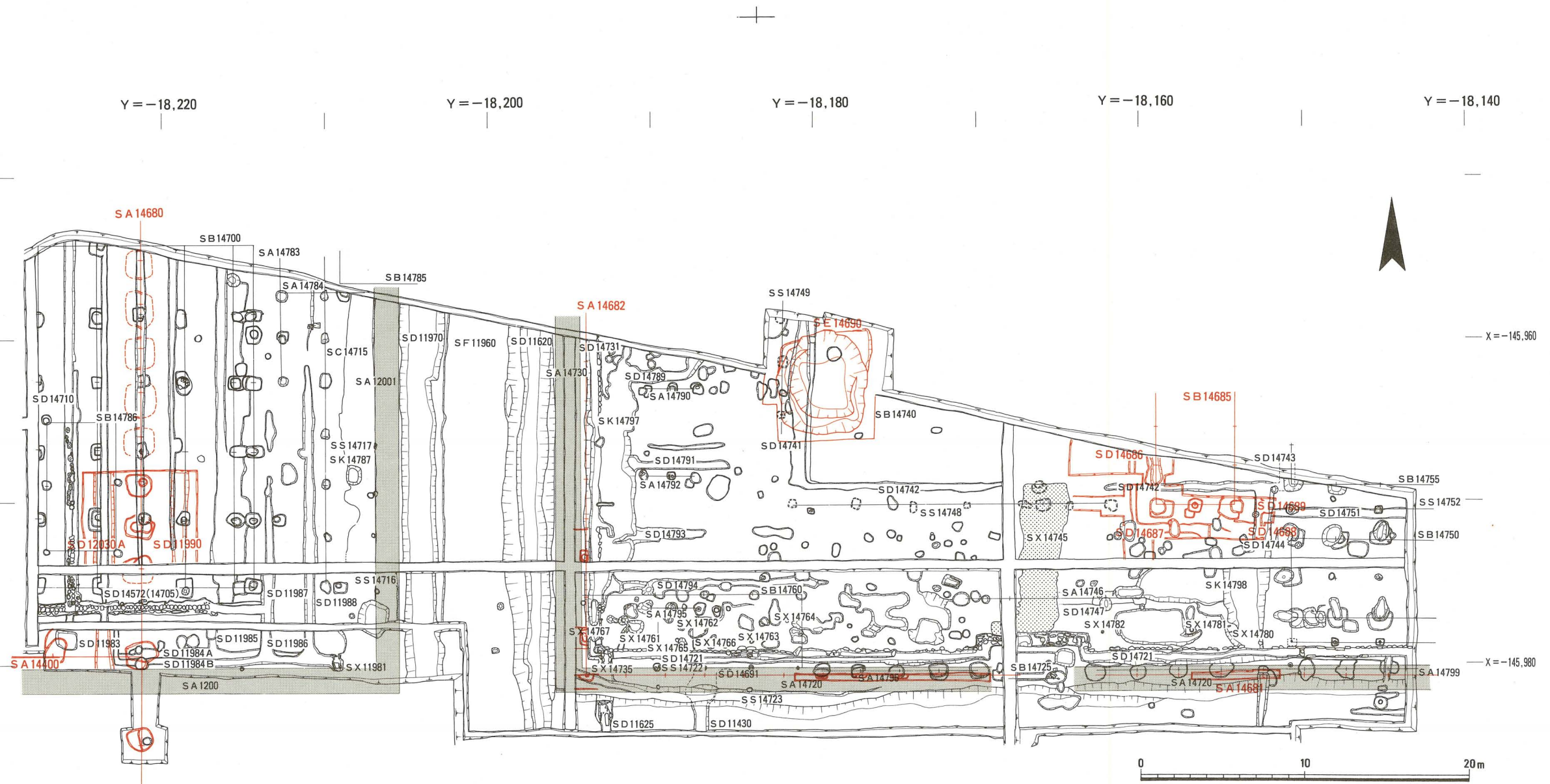


図17 222次調査遺構図 (1/300)

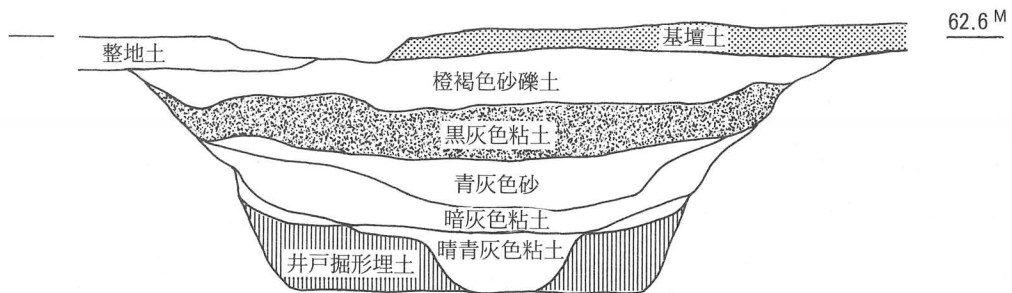


図18 SE14960断面土層図

平元～3年に限られる)、軒丸・平瓦(6225、6663など)、土器(平城Ⅱ期)などを多く含む。なお黒灰色粘土は土層ごと採取し、その量はプラスチックコンテナ約600箱に達した。抜き取り跡は砂礫を含む橙褐色土で整地され、その上に基壇を築成する。

B期(奈良時代中頃～後半)

基本的には、A期の遺構を第2次整地土で埋めた上にB期の遺構が営まれる。

SA12001 式部省の東面を区画する南北築地塀。既に第165次調査で検出しており、今回はその北延長部約20m分を検出した。SS14716は西側添柱列で、柱間は2.5～3.4mあり、築地の基底部幅は1.5m(5尺)となる。また西側の寄柱列SS14717は礎石が2個残っており、柱間は約3m(10尺)である。後に、築地には片廂廊SC14715が付設される。片廂廊は築地心からの出が約3.6m(12尺)、柱間は約3m(10尺)。6間分検出したが、南へさらに1間延びるかどうかは削平のため確認できなかった。なお第220次調査で明らかになった西面築地心とSA12001心との距離は約74m(250尺)であることが確定した。

SB14700 式部省東第二堂。身舎は梁間2間、桁行5間、柱間寸法は梁間が2.7m(9尺)、桁行が4.2m(14尺)、西第二堂と同様に、礎石建ちであるが掘立柱の床東をもつ。基壇は、東西が8m、北端部が調査区外のため南北規模は確認できない。当初西廂が付くが、後に東廂に付け替えられ、さらにこの廂を建て替えて東へ延

ばしている。西廂の出は約3.6m（12尺）、東廂の出はそれぞれ3m（10尺）と4.2m（14尺）。当初はSD12040・11985・14705をそれぞれ西・東・南雨落溝とし、後にSD14710・11987・14572に付け替える。建物心は東面築地SA12001心から約15m（50尺）、建物の南妻は南面築地SA12000心から北約5.7m（19尺）、同じく北妻は南面築地心の北約26.7m（90尺）にある。

SD11630・14691 式部省東後期役所造営に関連する排水用の素掘溝である。SD11630は、後述する式部省東後期役所南面築地（SA14720）西端部にある暗渠の約6m東に位置する南北溝。溝の下層には前期のSA14681の柱穴がある。SD14691はSD11630に接続する東西溝で、SA14720の北半部に位置する。いずれもSA14720築成の際に埋め立てられる。

SA14720 式部省東後期役所南面を区画する築地塀。築地心は式部省の南面築地SA12000心と揃う。第32次補足調査で検出した築地塀SA4150の西延長部分に相当すると考えられるが、そうであれば、今回その西端部が確定したことになる。その場合、全長は80m以上になる。ただし、本調査区と第32次補足調査区との間には現在水路が通じており、SA4150とSA14720の関係を今回の調査区で確認する事は不可能であり、そのため異なる遺構番号を付しておく。約1.5m幅の掘り込み地形を施し、基底部幅も1.5m（5尺）である。礎石建ちの棟門SB14725が開く。棟門心は、後述する東役所西面築地心から東約28.5m（95尺）にある。柱間寸法は約3m（10尺）。

SA14730 式部省東後期役所西面を区画する築地塀。約1.5m幅の掘り込み地形を施し、基底部幅も1.5m（5尺）。南端部を含めて、約22m分を検出した。式部省東面築地心より東約11.1m（37尺）に位置する。

SD14721・14731 SD14721はSA14720の北雨落溝、SD14731はSA14730の東雨落溝である。両溝とも原則として北縁と東縁のみに自然礫（長さ30～40cm）の側石を立てる。幅約50cm、深さ約20cm。SD14721は、南門の北側で北へ約90cm張り出し、その部分のみ長さ約7mにわたり、底部・両側縁とも自然礫の石組とする。門心から張り出した溝の心までは約2.1m。SD14721は後に、鋳銅工房の施設に利用さ

れ (SD14721B・14731B)、また、さらにその後、埋め立てられて素掘溝に替えられ、門SB14725の東約15.6mの所から東数mの部分では凝灰岩の切り石組に改修される (SD14721C・14731C)。

SX14735 SA14720西端部にある暗渠。築地の下は石組暗渠とし、築地を抜けたところで長さ約1.5mの木樋暗渠となり、その南に素掘溝SD11625が続く。石組暗渠は60～80cm大の自然石4枚を底石に据え、両側に長さ25cm程度の自然石を立て、長さ1m程の天井石をのせる。天井石は1枚が残るが、もとは3枚あったと思われる。木樋暗渠は天井部を丸・平瓦で補強している。

SB14740 門SB14725の北方に位置する基壇をもつ東西棟建物である。既に述べたように下層の井戸SE14690を埋め立て、さらに整地した上に基壇を築いている。基壇は、東西約29.1m、南北10m以上の規模をもち、なお北側調査区外へ延びている。基壇の裾には凝灰岩地覆石の痕跡が認められる。基壇土は砂礫混じりの橙褐色粘質土で厚さ約20～30cmが残る。基壇の東西中軸は門東西中軸から東へ約70cmずれ、西面築地心から東約29.1m (98尺) に位置する。また、門心から基壇南縁までは約18m (60尺) ある。周囲には雨落溝SD14741・14742・14743が巡る。東・西雨落溝は幅0.9～1m、南雨落溝は幅約0.5mである。礎石、礎石据え付け掘形、礎石抜取穴などは失われており、建物の規模は不明。桁行7間、総長23.1m程度の建物が想定できる。

SX14745 基壇建物SB14740と門SB14725をつなぐ石敷き歩道である。全長9m、門の北雨落溝北縁から始まりSB14720基壇南縁まで、拳大かやや小さめの自然礫を甲盛りに敷き詰める。基壇建物の南雨落溝は礫でふさがれる。現状では西縁部が著しく破壊され、中央部の厚さ約15cm、幅約3mが残るが、復元すると幅約4.2m、南端から北約60cmの間では左右へ60cmずつ張り出す。

SA14746 門SB14725の北約4.9mに位置する掘立柱東西塀。下層役所を覆う整地土上面およびSX14745の下層で検出した。柱間寸法は約2.7m (9尺) 等間、総長10.8m。石敷き歩道を敷設する前の目隠し塀であろう。

SD14747 SA14746と同じ面から掘り込まれ、塀と同じ位置にある東西溝。幅は

約70cm、ごく浅く、東・西端とも不明。

SS14748・14749 基壇建物SB14740造営関連の足場用の柱穴列。SS14748は基壇南縁の南約1.2mに位置し、前期役所を覆う整地土上面から掘り込まれ、石敷き歩道の下層にある。基壇の東西中軸延長線上の柱穴から北へ1.2mのところには1基柱穴が張り出す。柱間寸法は東の2間では約4.5m、西の4間では約3.6mである。SS14749は基壇西縁から約1.5m西に位置し、井戸SB14690抜取穴埋立土上面から掘り込まれる。南端の柱穴は基壇南縁から約4.2m北にあり、調査区内では2間分を検出した。

SB14760 SA14720・14730西南隅に接して設けられた、東西約13.5m（45尺）、南北約4.5m（15尺）の鑄銅工房。東西は4間（柱間寸法は東3間が10尺、西1間が15尺）、南北1間。内部は、東西方向に3つの区画に分かれ、それぞれに異なる型式の炉ないしは焼けた小穴、土坑が付属し、炉や土坑の周囲には鞆座や工人の座と考えられる空閑地がある。区画間には簡単な仕切りが設けられる。西区画は東西3.6m、中央区画は東西2.2m、東区画は東西6.6mの規模である。

SD14721B 南面築地北雨落溝SD14721を一段深く掘り下げて、鑄造関連施設としている。溝内には炭混じりの橙褐色粘質土が堆積し、土器、瓦とともに鞆羽口、銅滓などが出土した。南門の西側では、築地西南隅の東方8.5mの所から始めて東へ、長さ約10mにわたり深さ20cmばかり掘り下げている。また、門の東方約3mの所から始めて東へ長さ約7mにわたる部分でも一段深く掘り下げている。

SX14767 西面築地東雨落溝SD14731の一部を深く掘り下げて、長方形ないし長円形の水溜坑としたもの。工房SB14760西区画に付属する施設。規模は50×80cm、深さ35cm。内部には炭混じりの橙褐色粘質土が堆積していた。

SX14761 SB14760西区画内にあり、不整な方形を呈する土坑の1辺から炉と焼けた小溝が枝分かれする型式の炉。土坑は1辺0.8m、深さ約10cm。小溝は長さ0.7m、幅20～30cm、深7～10cm。炉は直径約0.5m、深さ約20cmの円形土壇の中央に、長さ約15cm、厚さ約10cmの円礫を据え、周壁に瓦小片・炭を含む粘土を貼り、礫を囲むように平瓦を立て並べて径約35cm、深さ約10cmの円形坑をつくる。円礫の

上面が壇底となり、さらにこの円形壇の内壁に砂を薄く1層敷き炉底とする。ここに木炭を充填して炉床とする。内部には炭、焼土が堆積していた。

SX14762 SB14760中央区画内の炉。炉は、径約30cm、深さ約10cmの円形坑の内面に、厚さ2~4cmの粘土を貼って内壁とする。内壁は焼けて赤く変色し、内部には炭、焼土が堆積していた。木炭を充填して炉床とする。

SX14763・14764 SB14760東区画に付属する小型の焼け穴。SX14763は直径12cm、深さ2cm前後、SX14764は直径8cm、深さ2cm前後である。

SX14780 門SB14725東の工房の東半にある炉。西工房は比較的残りがよく覆い屋の跡が検出できたが、東工房では覆い屋等は確認できず、炉や焼け穴、溝などが残るのみである。炉の上部は後世の土坑により大きく削平され、全体の構造は不明であるが、平瓦を立て並べる地下構造をもっており、これは、西工房の東の炉SX14761と同じ型式に属するものと考えられる。

SX14781 上記工房中央にある炉。長さ60cm、幅50cmにわたり不整長方形の土坑を掘り込み、内部に橙白色の粘土を充填して防湿のための床を作り、そこに直径約30cmの円形坑を掘り込み内壁に粘土を貼ったもの。西工房の中央の炉SX14762と基本的には同じ構造である。

SX14782 同工房の西半にある焼け穴。直径15cm、深さ2cm前後。西工房の東区画の焼け穴SX14763・14764と同じ構造である。

SB14750 調査区東南部で検出した掘立柱東西棟建物。西妻は西面築地SA14730心から約44.4m（150尺）東にある。床束をもち、南廂がつく。身舎は梁間2間、桁行3間以上、柱間寸法は梁間が約2.4m（8尺）等間、桁行が約2.7m（9尺）等間。廂の出は約1.5m（5尺）。SD14751を北雨落溝とする。北側の軒の出は約1.5m（5尺）。また、各柱穴の抜取穴の上に、瓦を多数含む土坑が重なっていた。

SB14755 SB14750の北側柱の北約3.3m（11尺）の位置に、SB14750と柱筋を揃えて建つ掘立柱東西棟建物。SB14750と同規模と考えられるが、建物の大部分が調査区外にあるため詳細は不明。SB14750の北雨落溝SD14751を埋め立てて、SB14755の南の軒とSB14750の北の軒を支える支柱の礎石（凝灰岩）を1間おきに据え

(SS14752)、SB14750と併存させている。SS14752はSB14755南側柱から南1.5m（5尺）の距離にある。柱抜き穴から奈良時代末の土師器高杯が出土している。

C期（奈良時代末以降）

SA14783・14784 式部省東第二堂の東で検出した東西塀と南北塀。東西塀は東面築地片廂廊より新しい。

SB14785 SA14783の東北方、調査区の壁面で、根石を底部に据える柱穴を検出した。調査区外に延びる建物の南西隅の柱穴であろう。式部省東面築地より新しい。

SB14786 東第二堂SB14700の基壇土の上から柱穴を掘り込む南北棟建物。梁間は1間（柱間約4.2m、14尺）、桁行2間（柱間約3.9m、13尺）。

SK14787 片廂廊SC14715の上面から掘り込まれる土坑。規模は0.95×1.2m、深さ55cm、丸底を呈し、内部には多量の瓦片が捨てられていた。

SX14788 東第二堂SB14700の東から始まって片廂廊SC14715付近まで、幅約10mにわたり大量の瓦が堆積していた瓦溜りである。式部省の遺構を覆っていた。

SA14796 一部崩壊した式部省東後期役所南面築地SA14720を再利用した際に、崩壊部分に設置した掘立柱東西塀。門の西側では4間分（約9.6m）のみ掘立柱塀に付け替える。また、門の東では7間分（約18m）以上の付け替えが認められたが、東端部は不明である。

SD14789・14791・14793・14794 式部省東後期役所西辺部で検出した東西溝。ある一定の間隔をあけて南北に並行して流れる溝群を構成する。SD14789は最北部に位置し、幅約60cm、深さ約10cm前後。その南、溝心々間で5.4m（18尺）に位置するのがSD14791で、幅約50cm、深さ約10cm前後である。その南、溝心々間で4.2m（14尺）にSD14793が位置する。幅が50～90cm、深さは10cm前後である。さらにその南、溝心々間で3m（10尺）の所にはSD14794がある。幅は40～70cm、深さ10cm前後。これらの溝は西側で南北に長い土坑SK14797に接続する。SK14797は幅1.5～2.1m、長さ約15m、深さ約20cmあり、SD14731Cの上から掘り込まれている。

SA14790・14792・14795 上述の並行して流れる溝の南に柱筋を揃えて並ぶ東西

堀である。SA14790はSD14789溝心から南約60cmに、SA14792はSD14791溝心から南約60cmに、SA14795はSD14794溝心から南約1.5mにそれぞれ位置する。いずれも総長2間(約3m)、柱間寸法は約1.5m(5尺)等間。

3 式部省・式部省東後期役所の時期変遷

式部省 第220次調査の結果、および第165次調査区北縁部で明らかになった溝の変遷などを考慮し、今回の調査結果と照らし合わせると、B期のなかで以下のような3小期の変遷が考えられる。(図19)

B-1期 西門SB14550が棟門で、築地堀SA12000・12001・12002に廊が伴わず、西第二堂SB14560の東・西に廂が付き、東第二堂SB14700には西廂が付く。東・西第二堂の雨落溝は素掘溝である。

B-2期 基本的には1期と変わらないが、西第二堂の西廂がはずされ、SA12002

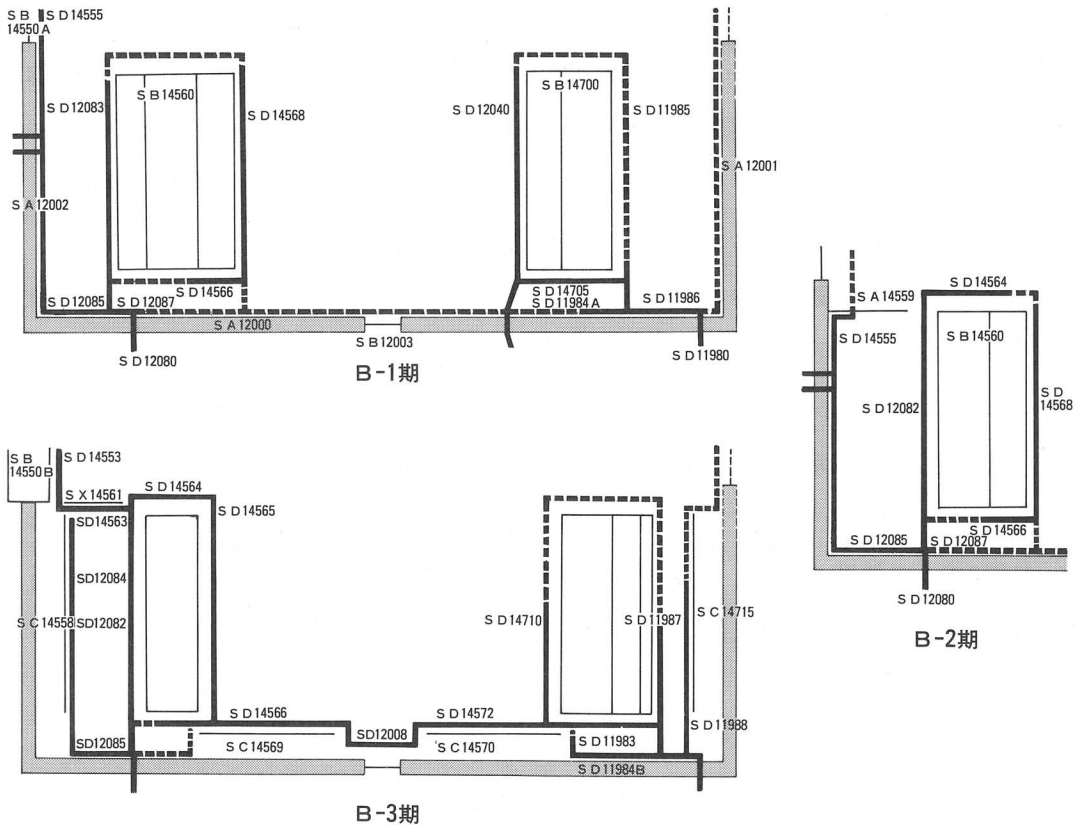


図19 式部省遺構変遷図

と西第2堂をつなぐSA14559がつけられる。また、SA12002の西雨落溝SD14555は門の南で東へ折れて門の前を迂回すると推定し、この小期を設定したが、あるいは、このSA14559の設置は、西門を建て替えるための一時的なものかも知れない。その場合はむしろ次のB-3期の大幅な建て替えに伴うものとも考えられる。この部分に相当する東第2堂北端および東門が今回の調査区外にあるため、この点については確認できなかったので、近鉄線路北側での調査をまって、あらためて検討する必要がある。

B-3期 西門が礎石建ちの八脚門となり、東・西築地塀に片廂廊がつき、南門の両わきに翼廊が設けられる。また、西第二堂の東廂が取り払われ、東第二堂は西廂が取り払われるとともに東廂が設けられる。雨落溝はつけ替えられ、門の周囲や東・西第二堂周囲では石組溝となる。

以上のように、式部省の遺構変遷は基本的には兵部省の遺構変遷に共通している。しかし、式部省の東・西第二堂が廂付きであり、しかもその廂が東・西対称になっておらず、やや複雑な変遷をしているなど細かな点で兵部省とはことなっている。このような点が果して式部省特有のものであるのか、また式部省の機能・使われ方によるものなのかなど、なお検討が必要である。

式部省東後期役所 やはり3小期に分けることができる。その開始と終末の時期は式部省とほぼ同じであろうが、2期と3期がそれぞれ式部省の時期区分とどのような関係にあるのかは明かではない。また、ここでは第32次補足調査において検出された遺構も、とりあえず式部省東後期役所に含めて考えておく。

B-1期 役所を築地塀で区画し、南面築地には南面西門SB14725、南面東門SB4155の2つの棟門を開く。築地内側の雨落溝SD14721A・14731Aは石組とし、南面西門の北には基壇建物SB14740が建ち、門と基壇建物の間は石敷歩道SX14745がたなぐ。

B-2期 役所の南縁部を利用して鋳銅工房を営む。そのほかの基本的な建物に変化はないと考える。鋳銅工房は、築地南面西門を挟んでほぼ東西対称の位置に工房があり、炉や焼け穴の配置が東西対称となっている。鋳造作業に伴い排出さ

れた木炭などを含む土層が石組溝の石の上を覆っており、時期的に遅れることは確実である。工房は、基壇建物や石敷歩道を避けるようにして設けられ、また築地雨落石組溝SD14721B・14731Bを鑄造作業に利用していることなどからすると、基壇建物と並存していた可能性が高いが、基壇建物と工房との釣合がとれず、役所としては異質な印象を受ける。

B-3期 基壇建物SB14740を廃し、掘立柱建物SB14750・14755ならびにSB4208(第32次補足調査)を建てる。SB4208は、SB14750の北の軒とSB14755の南の軒を支えるSS14752と柱筋を揃える。B-2期の鑄造作業に伴って排出された木炭などが堆積した石組の築地雨落石組溝を、鑄造炉ともども埋め立てて整地し、素掘の雨落溝SD14721C・14731Cにつけ替え、さらにSB14750の南側の部分に限って凝灰岩切り石組の雨落溝に改修する。奈良時代末には廃絶する。

式部省東後期役所は基本的には式部省と並存している。本調査区の南東に接する第32次補足調査区ではSD4100から奈良時代後半の式部省関連の多量の木簡が、第32次調査では「式部外曹司進」と記された墨書土器が出土しており、式部省東役所が式部省に強く関連する役所であることが推定できる。これらの資料と式部省との位置関係から、式部省東後期役所を式部省外にある式部省に付属する役所とする見方がひとつできる。しかし、石敷き歩道のつく基壇建物とそれとは異質な鑄銅工房の存在など、単なる式部省の付属施設とは一概には見なせない面も備えており、なお問題が残る。

4 遺物

瓦磚類 出土瓦の種類・数量については表3の通りである。瓦溜りSX14788からの出土がほとんどであるが、SD11620などからも軒瓦が見つかった。ただし、基壇建物SB14740周辺からはほとんど瓦が出土しなかった。この中でSE14690井戸枠抜取穴から出土した軒瓦には6225A-6663Cの組合せと、1例ながら6282Ga-6721Fの組合せが見られる。これらの組合せの瓦は、式部省東前期役所の廃絶期から後期役所の造営期にかけての時期に属するものであるが、瓦製作の開始期が問題となろう。今後、伴出した土器や木簡の整理の進展も待ってあらためて検討

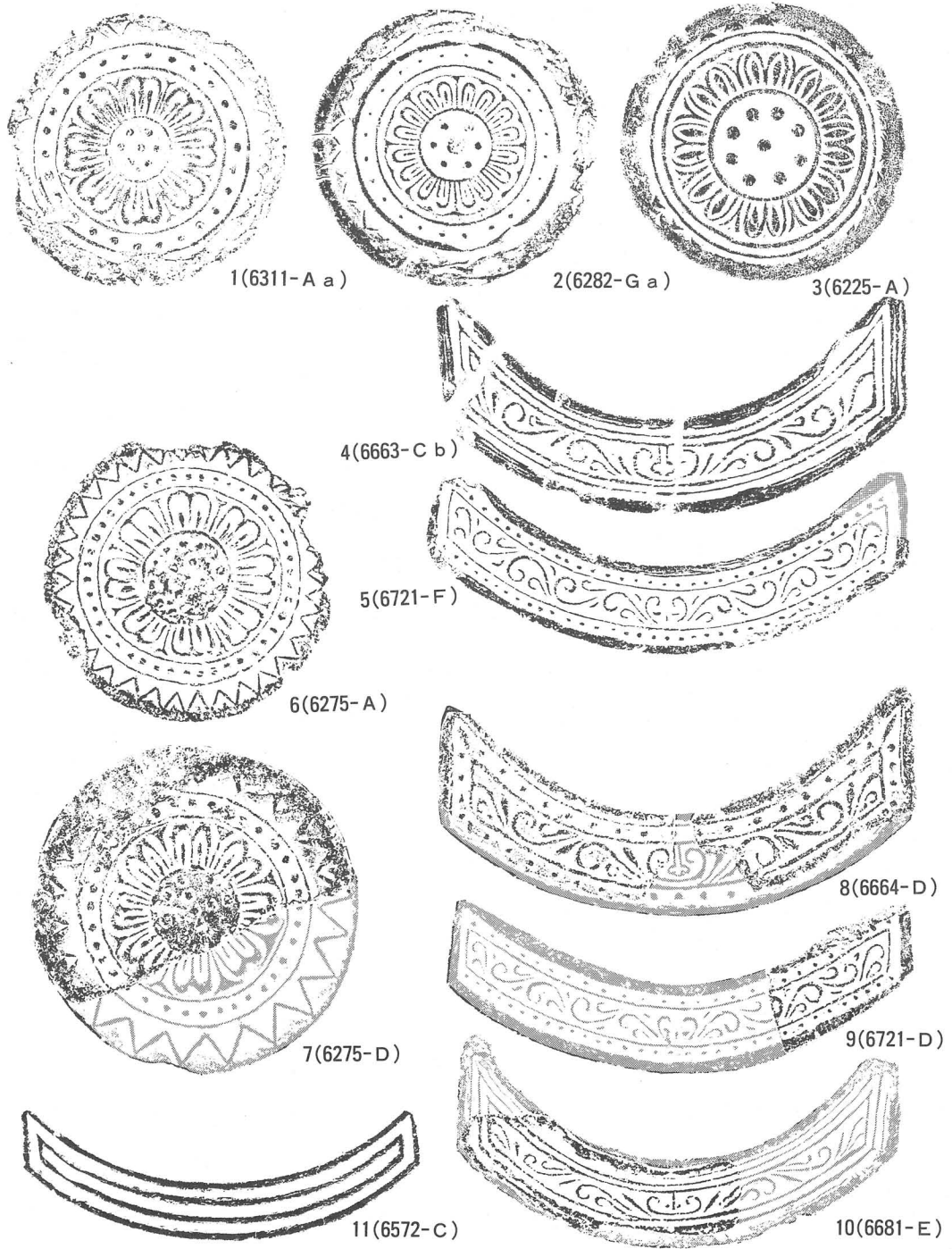


图20 第222次調查出土瓦 (1/4)

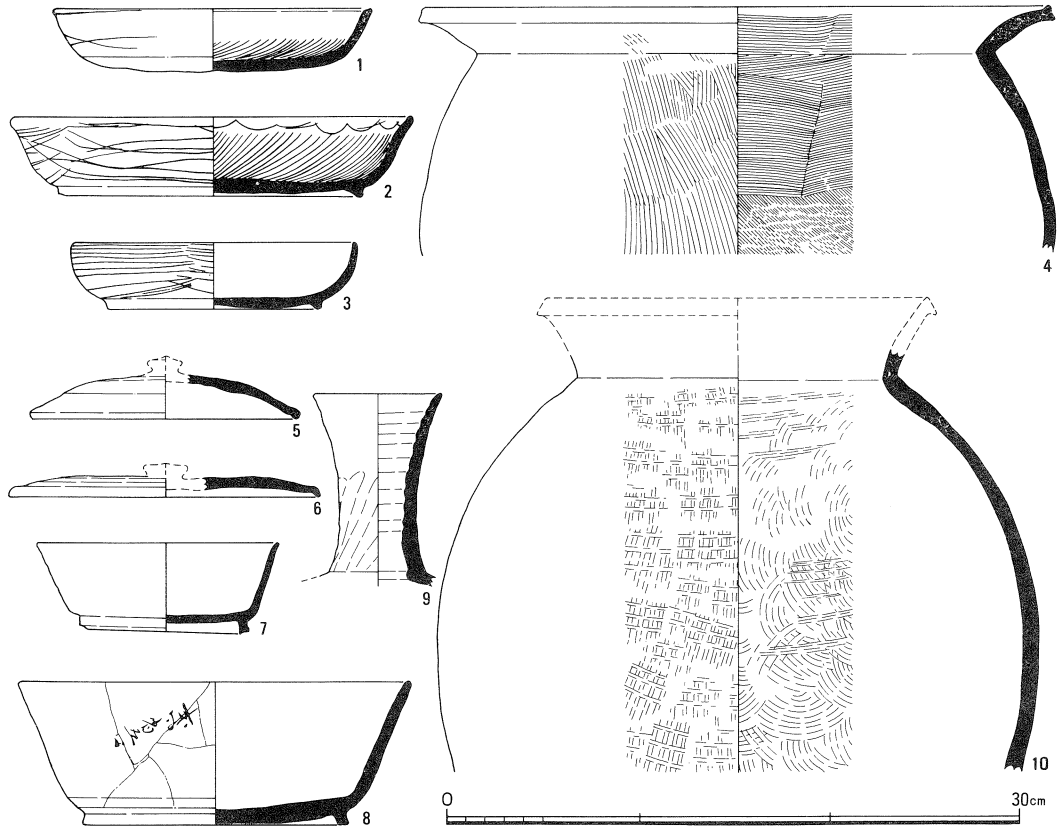


図21 第222次調査出土土器 (1/4)

| 軒丸瓦 | | | 軒平瓦 | | | 道具瓦 | | |
|------|----------------|----|------|---|----|--------|---|------------|
| 型式 | 種 | 点数 | 型式 | 種 | 点数 | 型式 | 種 | 点数 |
| 6011 | C | 1 | 6572 | C | 3 | 埴 | 瓦 | 28 |
| 6132 | ? | 1 | 6647 | D | 1 | 鬼 | 瓦 | 1 |
| 6225 | A | 7 | 6663 | A | 1 | 面 | 瓦 | 1 |
| | B | 1 | | C | 8 | そ | の | 2 |
| | ? | 1 | | ? | 1 | 文字瓦 | | |
| 6223 | B | 5 | | D | 17 | 刻 | 印 | 瓦 |
| 6273 | ? | 1 | 6664 | F | 4 | 18 | | |
| 6274 | A | 2 | | ? | 2 | | | |
| 6275 | A | 2 | 6681 | B | 1 | | | |
| | D | 1 | 6685 | E | 1 | | | |
| | J | 1 | 6721 | C | 2 | 丸瓦 | | |
| 6279 | A | 4 | | D | 2 | 重 | 量 | 1,964.7 kg |
| | B | 1 | | F | 3 | 点 | 数 | 16,385 |
| 6281 | A ^b | 3 | 型式不明 | ? | 5 | 平瓦 | | |
| 6282 | G ^a | 2 | | | | 重 | 量 | 7,542.2 kg |
| | H ^a | 3 | | | | 76,671 | | |
| 6311 | A ^a | 4 | | | | 点 | | |
| | B | 2 | | | | 数 | | |
| 6313 | F | 3 | | | | | | |
| 型式不明 | | 15 | | | | | | |
| 軒丸瓦計 | | 63 | 軒平瓦計 | | 52 | | | |

表3 第222次調査出土瓦集計表

すべき課題である。

土器類 墨書土器が3点出土している。1点は「式部省五口」とある須恵器杯で、SE14690井戸枠抜き穴出土品である。SE14690井戸枠抜き穴からは主に平城Ⅱ期の土器が出土した。また、SF11960の東側溝SD11620からも「式」、「□?曹」の墨書がある須恵器がそれぞれ1点ずつ出土している。

木簡・木製品 木簡・木製品はSE14690井戸枠抜き穴から出土した。木簡は、考課に関わる削り屑が多く出土しており、式部省東前期役所の遺構を奈良時代前半の式部省関連の役所と考える有力な根拠となっている。主な木簡には、

「天平元年八月五」

「小心謹卓執當幹」

「・別□司□ 太政官

中務省

中宮職

□□□

・一番考□□ 以前□」

などがある。また、木製品にはへら、杓子、箸、漆器匙、櫛、刀子形、鏃形などがある。

金属製品・土製品 後期式部省東役所の鋳銅工房の周辺から銅片、銅滓、鞆羽口、埴塼など鋳銅に関連した遺物が多数出土した。

5 まとめ

最後に、奈良時代初めの平城宮東南部、すなわち第2次朝堂院南方の区域とその東方に広がる区域の区画について試案を提示し（図22）、またいくつかの問題点を指摘してまとめとする。

南面大垣に先行するとされる掘立柱区画塀のうち東西塀SA1765・14400については、これまでに第16・122・157・167・205・206・216次調査で検出しており、SA1765は朱雀門の東から始まって壬生門の西まで続き、SA14400は壬生門の東から始まり、両者は壬生門を挟んで対称の位置にあることが明かとなっている。

今回の調査ではSA14400の東端部を確定し、さらにそこから南北に延びる塀SA14680を検出した。SA14680はSD11990・12030Aを東・西雨落溝とし、塀は式部省東第二堂の建物心とほぼ同じ位置を通り、溝は第二堂の東・西側柱筋とほぼ同じ位置を流れSD4100Aに合流する。第205次調査では、兵部省西第二堂の下層で、第二堂の東・西側柱とほぼ同じ位置を流れる南北溝SD13900・12998を検出している。SD12998については、第175次調査で第2堂のさらに北方に延びていることが確認されている。兵部省・式部省下層で確認されたこれらの南北溝は、壬生門を挟んで左右対称の位置にあり、このことからすると、兵部省の調査では見つかっていないが、SD13900と12998の間にも、壬生門を挟んでSA14680と対称の位置に南北塀があると予想できる。すなわち、奈良時代初めにはこれら2条の南北塀と東西塀SA1765・14400とで、第2次朝堂院の南方を大きく区画していたと考えることができる。SD12998・13900間の塀は確実なものが見つからないので、両溝心々間の中心をとり、そこに南北塀を想定することにする。このようにして、各南北塀および東西塀と壬生門との関係を見る。まず、南北塀ではSA14680とSD12998・13900間の距離が約194.7m（550大尺、1大尺=194.7÷550=0.354m）、東西塀SA1765のうちSD12998・13900間の塀から東の部分の長さやSA14400の長さがともに約90.4m（255大尺）、SA1765と14400の間、壬生門の北にあたる通路部分の長さが約14m（40大尺）となり、それぞれ大尺での完数値が得られる。このように、SD12998・13900間に南北塀を想定することで、奈良時代初頭の第2次朝堂院南方において、壬生門を中心とする整然とした計画に基づく掘立柱塀による区画を描き出すことができる。そして、その東西幅は第2次朝堂院の東西よりも若干広がっている。

SA14680の東方においては、これまでの第32・155・165次調査において南面大垣に先行する掘立柱塀の存在は確認されていない。また今回の調査では、SA14680が南面大垣心の北約8.5mまで南下していることを確認したが、これが南面大垣下層まで達しているのかは不明である。この区域で注目されるのは、南北道路SF11960とその東・西側溝SD11620・11970、および第29次調査で検出されてい

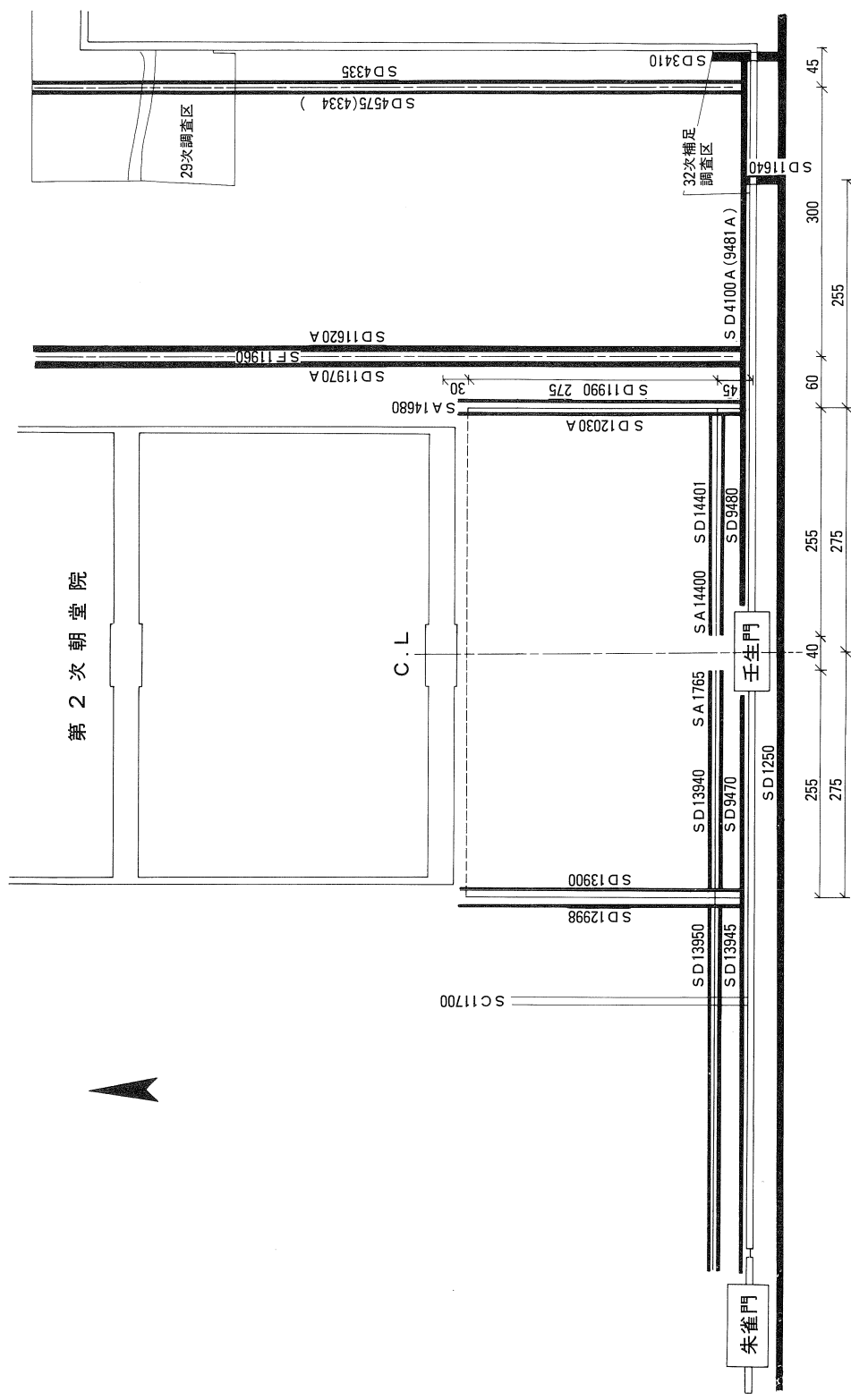


図22 宮東南部区画計画

るSD4575（4334か）・4335である。SD4575・4335は時期的には古く考えられており、第32次調査では検出されていないが、第29次調査区を超えてさらに南へ延びていると思われる溝である。この溝の間を南北道路と考え、これが南面大垣の北約4.5mにあるSD4100A（SF1761南側溝）まで延びていたと仮定した場合、それぞれの道路心とSA14680および東面大垣（SA4340）心との関係を見ると、非常に興味深い推定が導き出せる。なお、SD4575・4335を南に延長して求めた位置を、第32次調査の遺構と対照してみると、その位置でSD4100がわずかに北へ張りだしているのが認められ、あるいはこれが両溝の延長かとも思われる。それはともかくとして、ほぼSA14400の東延長上（国土座標X=-145979）にあたる位置でのそれぞれの関係は、まず、SA14680と東面大垣心との間が約143.3m（405大尺）となり、1大尺=0.3538mの値が得られる。これは、SA14680とSD12998・13900間の塀との距離、194.7m=550大尺から導き出された1大尺=0.354mとほぼ同じである。また、SA14680とSF11960心との距離は約20.5m、SF11960心とSD4575・4335間の道路心との間は約107.0m、SD4575・4335間の道路心と東面大垣心との距離は約15.8mとなり、やや長短があるが、側溝の流路の乱れなどを考慮すると順に60大尺、300大尺、45大尺と見ることができ、大尺での完数値が得られる。この結果と先に第2次朝堂院南方の区画塀について推定した計画尺とをあわせて考えると、壬生門心からSA14680までが275大尺（=255+20）、SA14680から東面大垣心までが405大尺（=60+300+45）、計680大尺となり壬生門心から東面大垣心までの計画尺680大尺に一致する。このように見てくると、奈良時代初頭、SA14680と東面大垣の間は、SF11960およびSD4575・4335間の道路を計画的に配置して、大きく区画していたとする想定が可能となる。

さて、今回の調査でも奈良時代前半に遡る式部省の遺構は、いわゆる式部省（奈良時代後半の式部省）の区画内では確認できなかった。しかし、上に述べたような奈良時代初めの壬生門を中心とした整然とした区画を想定した場合、そこが全くの空闲地であったとは考えにくく、むしろなんらかの役所などの施設があったとみる方が自然である。これまでも兵部省、式部省の周辺では奈良時代前半の

「兵厨」墨書土器や考課木簡などが出土しており、奈良時代前半の兵部・式部省が周辺に存在することを示唆しているが、とすれば、それはこの区画内に存在した可能性がある。この区画内に奈良時代前半の式部省があるならば、今回発見した式部省東前期役所は式部厨と考えることもできる。

最後に、上述した区画塀が南面大垣に先行するとされるのは、兵部省の西方の調査でSA1765が南面大垣建設時に取り壊されたSC11700よりもさらに古いことが判明したことによる。ところで、第165次調査の所見ではSD12030A・11990はSD4100Aに合流するとされており、SA14680が南面大垣より古いとすれば、宮内道路SF1761と平城Ⅱの土器を出土する南側溝SD4100Aも南面大垣に先行すると見なければならない。しかしSA1765とSC11700との切り合が認められるのはSD12998より西の地点であり、SA1765のうちSD12998より東の部分がSC11700取り壊し後も残ったとする可能性は残る。これらの塀や溝の存続時期についても、さらに検討すべきであろう。

以上述べてきたことは、第2次朝堂院の成立にも関わる問題を含んでおり、今後、近鉄線路の北側で進められる式部省および式部省の東方域の調査により検証し、明らかにしていかなければならない重要な課題である。 (小池伸彦)

3 壬生門北方の調査 第224次

1 はじめに

1987年以来、継続的に発掘調査を行ってきた第二次朝堂院南方官衙の調査は、近鉄線の南側については1991年6月にほぼ終了した。その結果、壬生門の内側、朝集殿院との間で東西に向い合う官衙のうち、西側の官衙が律令制下の八省の一つ兵部省、東側が式部省であることが判明し、その規模や建物配置が明らかになるという大きな成果をあげることができた。なかでも、兵部省東門と式部省西門が礎石建ちの八脚門であり、壬生門から北に続く宮内道路に向いた側を正面と意識していたことが判明し（第206次、第220次調査）、宮内道路が重視されていたことが注目される。次に、壬生門北方については、仮設的な建物や儀式に関連すると思われる遺構などを検出し、多様な利用を行っていたことが明らかになった（第216次調査）。ただ、この地域は官衙の主要部分が近鉄線で分断されており、全体像の解明には線路の北側の様相を明らかにする必要がある。そこで、今回は第214次調査の東隣地、第216次調査（壬生門北方）の北方、朝集殿院との間にあたる部分の調査を実施した。調査期間は1991年7月1日～10月25日で、面積は約1600㎡である。

今回の調査では、第216次調査と同様、兵部省と式部省との間に仮設的な建物や儀式に関連すると思われる遺構を検出し、朝集殿院の近くまでのこの地域の利用形態が明らかになった。また第216次調査では石包丁の出土やプラント・オパール分析から弥生時代の水田遺構の存在を推定したが、今回は堅穴建物や土坑を検出し、平城宮造営以前の状況を知る手がかりも得られた。

2 遺 構

調査区の基本的な層序は、上から整備に伴う盛土、旧耕土、床土、黄褐色の砂質土、暗褐色の砂質土である。このうち、暗褐色砂質土は弥生時代の遺物包含層である。今回の発掘地区では奈良時代の遺物包含層は殆ど認められず、遺物の量は僅少であった。遺構は、暗褐色砂質土の上面で検出した。検出した遺構は、掘

立柱建物 5 棟以上、掘立柱塀 5 条、および多数の溝、土坑、柱穴や弥生時代の竪穴建物 5 棟などである。これらは、大別して、平城宮造営以前と平城宮の時期に分けることができる。

宮内道路SF14350 第216次調査で検出した壬生門と朝集殿院南門をつなぐ宮内道路の北延長で、SD14351・14352を両側溝とする。道路幅は、側溝心々間で約23 mである。SD14351・14352には、第216次調査のような、掘りなおしの痕跡は見いだせなかった。

SB14840・14841 調査区東南部で検出した掘立柱東西棟建物である。建物 2 棟が約 5.1 m (17尺) の間隔で並ぶ。SB14840は大部分が調査区外に延びる。SB14841は、柱間は桁行が 4 間、梁間が 2 間で、柱間寸法は桁行が10尺、梁間が 8 尺であり、間仕切りが存する。SB14840も同様の規模と考えられる。第216次調査で検出したSB14390・14391とは東妻が約 1 m 東にずれ、柱筋も約 1 m 東にずれる。柱穴が小さく、いずれも仮設的な建物と考えられる。建て替えの痕跡はない。

SA14842 柱間寸法10尺の東西方向の掘立柱塀である。SB14841の北側柱列から、SB14840の北側柱列とSB14841の南側柱列との間隔と等間隔、すなわち約 5.1 m (17尺) 北に存し、SB14840・14841となんらかの関連を持って設けられたものと推定される。

SB14851 調査区西南部で検出した掘立柱建物である。大部分が調査区外に延びる。SB14851は、SF14350の中軸線に対してSB14841と対称の位置にあり、SB14840と対称の位置にも建物の存在が推定できる。建物の規模はSB14841と同じと推定され、SB14840・14841と同様、同規模の建物が南北に並ぶものと考えられる。第216次調査で検出したSB14380・14381と柱筋がほぼそろい、西妻もそろっていた可能性が高い。

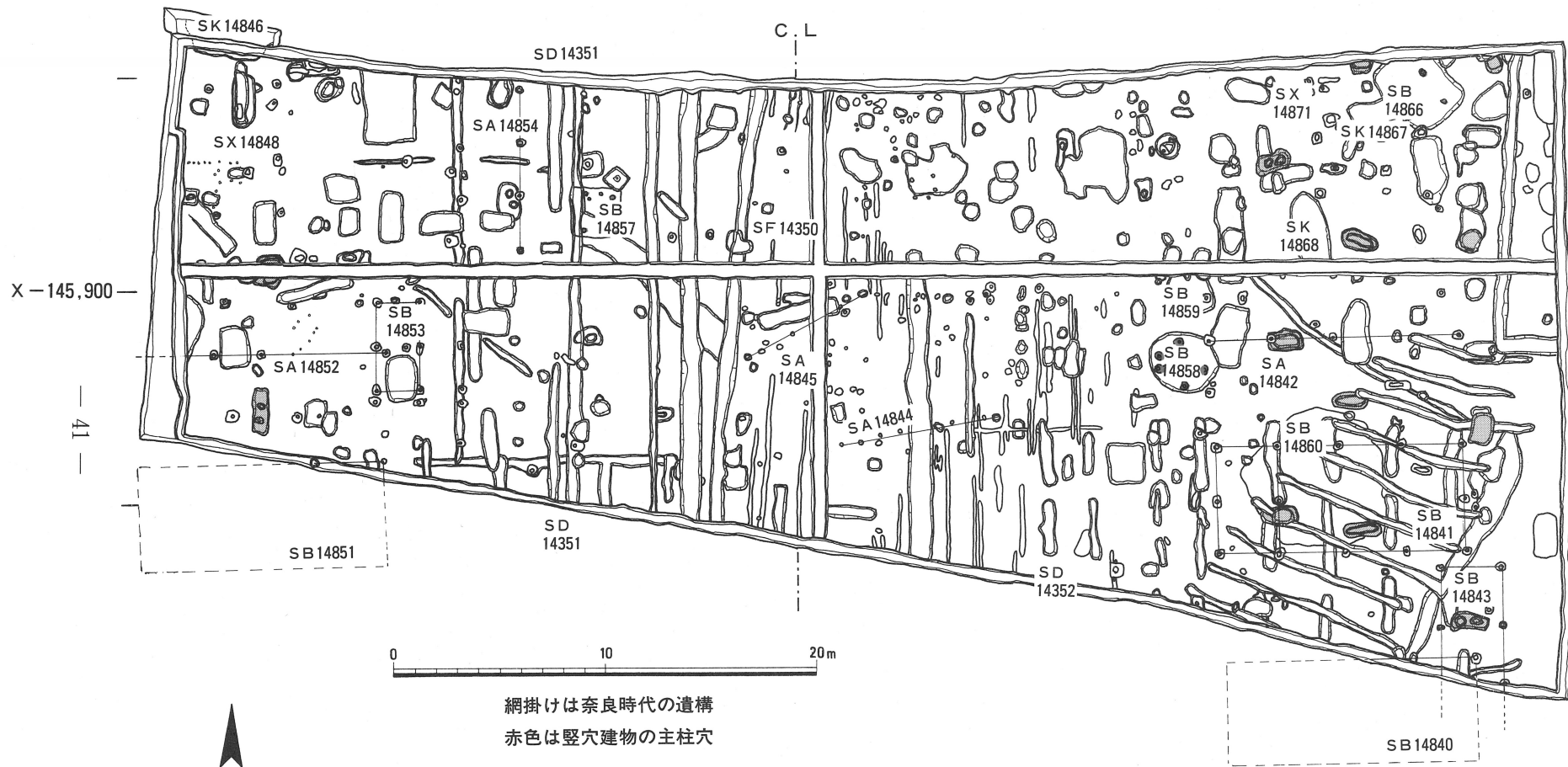
SA14852 SB14851の北側柱列の約 5.1 m (17尺) 北方に、SA14842と対称の位置に検出した東西方向の掘立柱塀である。柱穴は 2 箇所検出したにとどまるが、柱間寸法はやはり10尺であろう。

SB14843 調査区東南隅で検出した南北棟掘立柱建物で、一部が調査区外に延び

Y-18,340

Y-18,320

Y-18,300



網掛けは奈良時代の遺構
 赤色は竪穴建物の支柱穴

図23 第224次調査遺構図(1/300)

る。桁行2間以上、梁間1間で、柱間寸法は桁行、梁間ともに10尺である。柱穴が小さく、やはり仮設的な建物と考えられる。建て替えの痕跡はない。この建物は、SB14840と重なりあい、SB14841とも近接すること、SB14840・14841とは規格が違う点から、これらの東西棟建物とは異なる時期のものであろう。

SB14853 調査区西南部で検出した南北棟掘立柱建物で、柱間は桁行2間、梁間1間、柱間寸法は桁行、梁間ともに7尺である。柱穴が小さく、仮設的な建物と考えられる。建て替えの痕跡はない。

SA14854 柱間寸法8尺の南北方向の掘立柱塀。

SK14846 調査区西北隅の土坑で、この中から丸瓦を中心に奈良時代の瓦が廃棄された状態で出土した。構内道路にかかるため、完全な検出ができなかった。

SX14848 SK14846の南に、凝灰岩が据った状態を検出した。据え付けのための掘形を確認し、なんらかの遺構かと思われるが、性格は不明である。

SX14887～14899 建物や塀にまともらず、中軸線に対して東西対称の配置となる柱穴や南北方向で等距離間隔に並ぶ柱穴をいくつか検出した。第216次調査の知見を参照すると、これらは儀式の際の旗竿用の柱穴と見られる。長径1.5m強の楕円形のものが多く、中には2個の柱抜取穴を持つものもあり、何本かの旗竿をまとめて立てたものと思われる。

SA14844・14845 調査区中央部で検出した奈良時代以前の掘立柱塀で、SA14844は北で西に10°、SA14845は30°ふれる。柱穴には黒色の埋土がつまり、古墳時代のものと考えられる。

弥生時代の遺構 調査区内に径3～6mの円形の落込みを検出し、弥生時代の竪穴建物とみなされる。柱穴は何箇所か検出したが、壁溝、間仕切り溝、炉跡などの存在は確認できなかった。

SB14857 一辺が2m強の方形を呈し、淡灰褐色の砂の地山面を掘り込み、その上に約10cmの厚さの弥生土器を含む灰褐色の砂質土の覆土が堆積する。主柱穴と見なされる柱穴を4箇所検出した。柱穴は淡灰褐色砂の上面から掘り込まれていた。

SB14858 径約3 mの円形を呈し、灰褐色の砂の地山面を掘り込み、その上に上から各約10cmの暗茶褐色シルト混じりの砂質土、淡灰色シルト混じりの黄褐色の砂質土、暗灰褐色の砂質土が堆積する。暗茶褐色シルト混じり砂質土、淡灰色シルト混じりの黄褐色砂質土は建物廃絶後の覆土、暗灰褐色砂質土は弥生土器を含み、この面が建物の床面と考えられる。柱穴は5箇所を確認し、建て替えの可能性も考えられる。

SB14859 一辺が2 m強の方形を呈する。灰褐色の砂の地山面を掘り込み、その上に約15cmの厚さの暗灰褐色の砂質土の覆土が堆積していた。覆土には弥生前期の土器が含まれていたが、柱穴は検出できなかった。

SB14860 径6 m強の円形で、竪穴建物として標準的な大きさである。灰色の砂の地山面を掘り込み、その上に10~25cmの厚さの暗灰褐色の砂質土の覆土が堆積する。覆土には弥生前期の土器が含まれていた。また石包丁2点・石鏃などの石器も多数出土している。支柱穴と見なされる柱穴を4箇所、弥生前期の土器を含む土坑5箇所などを検出した(図24)。柱穴は灰色砂の上面から掘り込まれていた。

SB14866 長辺3.8 m、短辺3 mの長方形を呈し、灰色の砂の地山面を掘り込み、その上に上から10~15cmの暗褐色の砂質土、約10cmの暗褐色の粘質土の覆土が堆積する。柱穴を2箇所検出した。柱穴は灰色砂の上面から掘り込まれていた。弥生前期の土器や石包丁・石鏃などの石器を含む土坑SK14867に切られており、覆土からは弥生前期の土器や石包丁2点など石器も多数出土している。

以上の遺構は大きく平城宮造営以前と平城宮の時期に分けられる。

平城宮造営以前には弥生時代の竪穴建物、古墳時代の掘立柱塼などがある。

平城宮の時期としては、壬生門から朝集殿院に通じる宮内道路SF14350が南北に通る。遺物が全体に僅少で、重複関係もほとんど見られないので、時期を確定することが困難であるが、第216次調査では仮設的な掘立柱東西棟建物SB14380・14381・14390・14391を奈良時代前半に位置づけており、それらと関連するSB14840・14841・14851、SA14842・14852も同時期と考えられよう。なお、第214次調査では

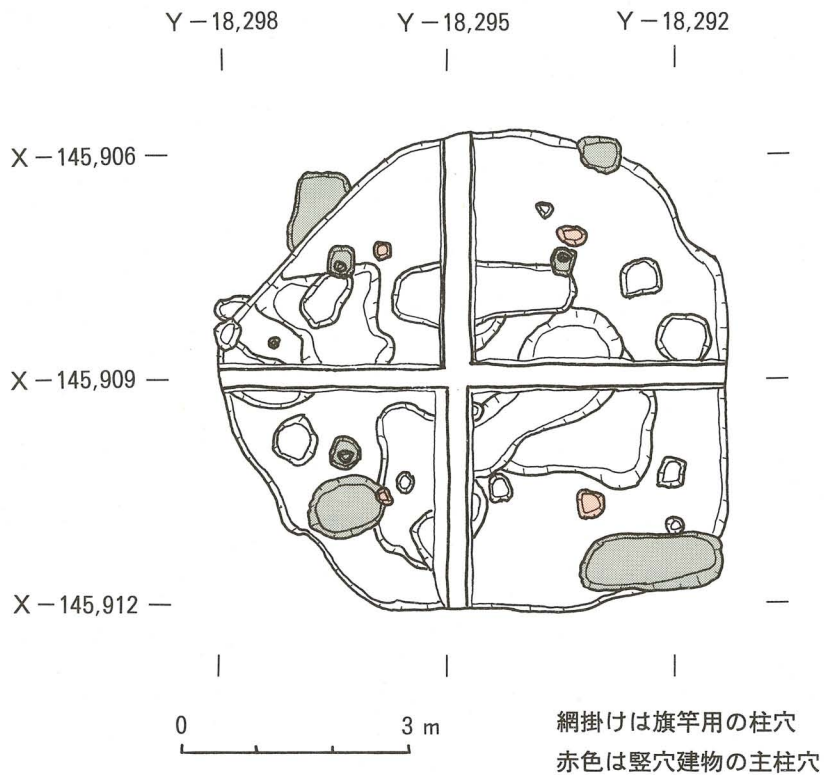


図24 竪穴建物SB14860平面図（1/100）

兵部省の北方に東西棟掘立柱建物SB14105、14100やSB14110を検出しているが、今回の調査区ではその東延長上に建物の存在を確認できず、第216次調査や今回の仮設的な掘立柱東西棟建物群とは性格を異にするものとみておきたい。

3 遺物

調査区の全域から土器、瓦、石器などが出土した。奈良時代の遺物は瓦と土器であるが、全体量は少ない。

瓦 軒瓦は奈良時代前半～中頃の時期のものが主である。

土器 奈良時代の土器は少量である。また古墳時代や飛鳥時代の土器若干と多量の弥生時代の土器がある。図25は竪穴建物・土壇出土の弥生土器で、いずれも弥生前期。1はSX14871出土の壺。直径約50cmの小さなピットに埋納された状態で出

土した。頸部から上を欠失する。肩部に沈線6条を施す。肩部以下は粗い刷毛目で調整し、その上を軽くなでている。2は堅穴建物SB14860内の土坑SK14862・14865出土の甕。頸部に沈線6条を施し、斜方向の刷毛目で調整する。3は土坑SK14868出土の甕。頸部に沈線2条をめぐらせる。風化が著しいため、刷毛目の有無は不明。様式的にみて、3は弥生時代I様式古段階、1・2は中～新段階に属する。本調査区からは弥生時代中期の土器も少量出土しているが、ほとんどは前期のものである。

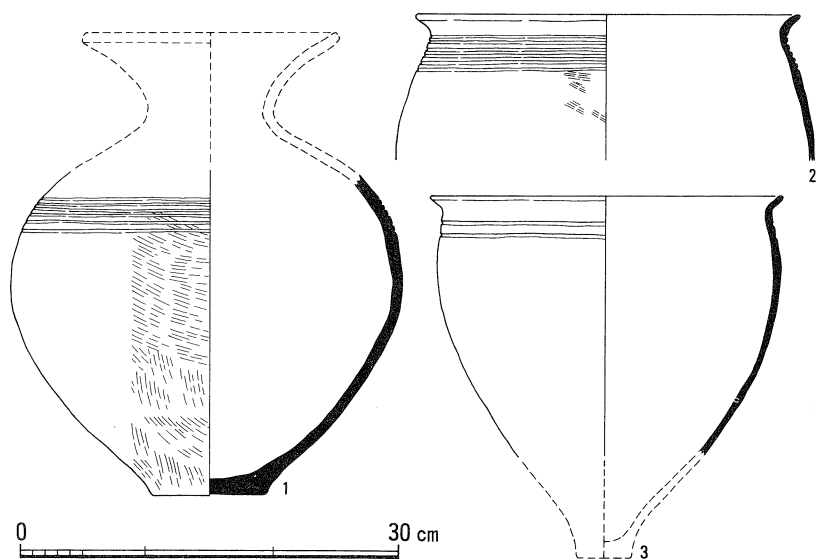


図25 第224次調査出土弥生土器（1／6）

| 軒 丸 瓦 | | 軒 平 瓦 | | 道 具 瓦 | |
|-----------|-----|-----------|-----|-------|--------------|
| 型 式 種 | 点 数 | 型 式 種 | 点 数 | 点 数 | 2 |
| 6 2 2 5 A | 2 | 6 6 4 3 B | 1 | 文 字 瓦 | |
| ? | 2 | 6 6 6 3 A | 1 | 点 数 | |
| 6 2 7 5 ? | 1 | 6 6 6 3 C | 2 | | |
| 型式不明 | 8 | 6 6 6 4 H | 1 | 丸 瓦 | |
| | | 6 6 6 8 A | 2 | 重 量 | 1 6 9 . 5 kg |
| | | 6 6 8 5 B | 2 | 点 数 | 1 , 6 7 8 |
| | | 型式不明 | 1 | 平 瓦 | |
| | | | | 重 量 | 3 9 9 . 0 kg |
| 軒 丸 瓦 計 | 1 3 | 軒 平 瓦 計 | 1 0 | 点 数 | 5 , 0 2 8 |

表4 第224次調査出土土瓦集計表

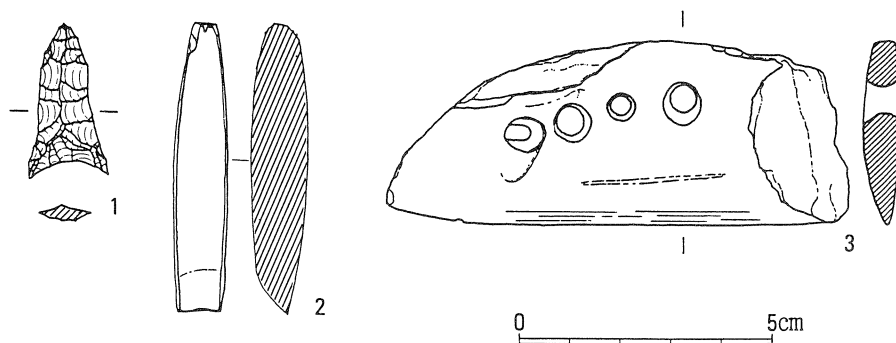


図26 第224次調査出土石器（2／3）

石器 弥生時代の石器が多く出土したことが注目される。点数は製品・剥片を合せて約1500点にのぼり、サヌカイトの剥片が多いが、石包丁8点、石鏃65点、スクレーパー6点、石鑿1点、石槍3点、磨製石斧1点、石錐2点などの製品が確認される。分布としては、調査区の中央部にはほとんどみられず、竪穴建物の集中する東南部、東北部や西半部に多い。図25の1はサヌカイト製の石鏃（SB14860出土）。2はサヌカイト製の石鑿。3は石包丁で、穴が4箇所あるのは穴をあけ直して使用したものか。直線刃で、スレート製である。

4 まとめ

今回の調査結果をまとめると、次のようになる。

（1）第216次調査（壬生門北）に続いて、壬生門から朝集殿院までの地域の利用状況が明らかになった。奈良時代を通じて、基本的に宮内道路が通る広場的性格を持つものであるが、仮設的な東西棟建物SB14840・14841、14851などがあり、この地域は全面にわたって仮設的な建物が建つ場所であったことが判明した。これらの建物は、何らかの儀式の際に建てたものと思われるが、文献には記録がなく、どのような儀式かは不詳である。

（2）建物にまともらず、宮内道路SF14350の中軸線をはさんで東西対称の位置にある柱穴や南北方向で等距離間隔に並ぶ柱穴をいくつか検出した。第216次調査で考えたように、儀式の際の旗竿用の柱穴と考えられ、この地域の利用状況を推定する貴重な知見となる。『延喜式』には「…佐率尉以下隊於応天門外左。隊

幡二旒・小幡 五旒。尉一人率門部三人居門下、開門畢還本陣。又尉率志以下隊於朱雀門外。隊幡二旒・小幡 八旒。志一人率門部五人居門下、開門畢還本陣。自朱雀門外至于第一坊門傍路。衛士隊之。…」(卷46左衛門府式大儀條)、「凡大儀立鼓鉦者、…次栖鳳樓西南角壇以西相去一丈、立鼓、以北相去六尺立鉦。…次朱雀門内東去十丈、自垣北去七丈立鉦、又去一丈立鼓。…」(卷49兵庫寮式大儀條)などと、平安宮では大儀、すなわち元日、即位、受蕃国使表の儀式の際に、八省院の前面に多くの旗竿や鼓・鉦が立てられた様子が記されており、平城宮のこの地においても同様の状況を考えることができよう。

(3) 第216次調査で確認した弥生時代の遺跡がこの地域まで広がることが明らかになった。弥生時代の遺跡は平城宮の西南隅の第14次調査(弥生後期を主とし、住居跡18基、数条の溝、方形周溝墓、壺棺を埋葬した土壌2基などを検出し、集落跡を確認)でも検出しているが、今回の調査で検出したのは前期を主としたもので、竪穴建物や土坑を検出したことから、この地域が集落の中心部分にあたると思われる。なお、今回の調査区の約300m南方で奈良市教育委員会が調査した地点でも弥生前期の土器が出土しており(「平城京左京三条一坊十坪の調査 第219次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成2年度)、周辺に大きな範囲に広がる集落が存在したであろうことが明らかになりつつある。従来、奈良県では唐古遺跡を始めとして、中・南和では弥生時代の集落跡を発見していたが、北和ではこうした拠点集落は明らかではなかった。今回の発見は、北和地域における弥生時代の様相の解明に役立つ重要な知見であるといえよう。(森 公章)

4 東面大垣西方の調査

第223-16次

本調査は、奈良市の河川改修（ボックスカルバート埋設）工事に伴う発掘調査である。調査地は県道奈良生駒線（通称一条通り）から平城宮跡のほぼ東辺に沿って南に延びる、奈良市法華寺北町内の道路敷である。平城宮の東面大垣推定位置からわずかに西、すなわち宮内側にあたる。調査期間は、1991年11月11日から同19日までである。

1 遺 構

遺構検出面は、Ⅰ区では地山と見られる黄褐粘土上、Ⅱ区以北では同じく地山と見られる黄灰褐粘土または暗灰粘質土上であるが、Ⅰ区南端部を除いては奈良時代の地表面からはかなりの削平を受けている。特にⅡ区以北では検出面から検出した柱穴の底までわずか20cm程度であった。また、調査区が幅1.1～1.3m、延長約140mという形状であり、検出した柱穴を建物あるいは塀としてまとめることは難しい。

S X 01 柱穴。南北方向1.1mの（おそらく方形の）掘形をもち、底に直径約30cmの柱痕跡をとどめる。その形状から比較的大規模な建物または塀の柱穴であると考えられる。

S X 02 石組遺構。径約30cmの玉石を径30～40cmの同様の玉石5ヶで取り囲むような形状で、明らかに人為的な遺構であるが、用途は不明。

S K 03 後述する唐居敷が投棄されていた土壌。

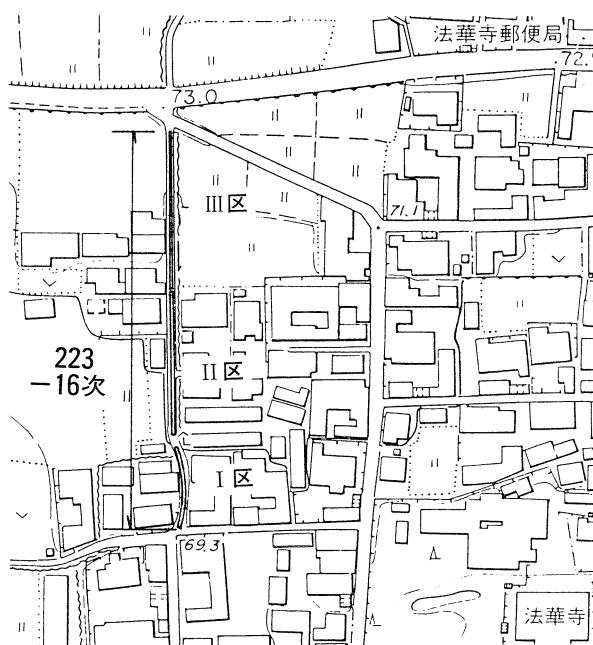


図27 調査区位置図

S D04 東西溝。土層から、S K03よりは新しいと見られる。

S A05 II区からIII区南部にかけて約30の柱穴を検出したが、調査区の形状から

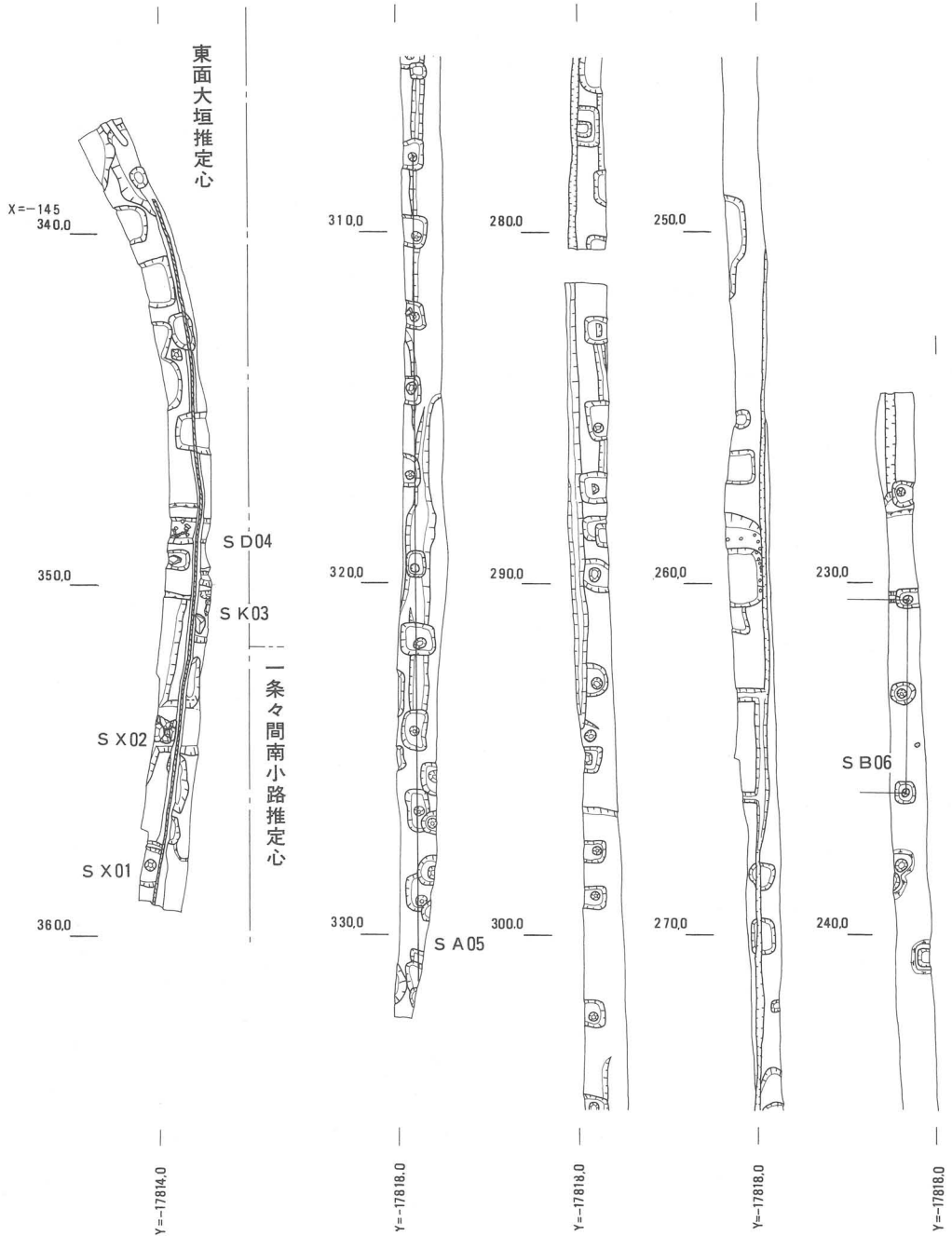


図28 第223-16次調査遺構図 (1/200)

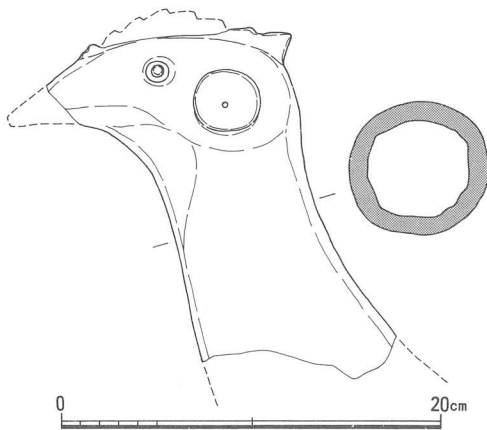


図29 鶏形埴輪 (1/4)

堀あるいは建物としてまとめることは困難である。こうしたなかで、Ⅱ区南端付近から北に、おおむね2.4m (8尺) 前後の間隔で検出した11個の柱穴は、10間分 (総長約23.5m) の南北堀と見ることができる。ただし、この11個の柱穴についても、柱間間隔に若干の長短があることや柱痕跡の位置が厳密には一直線上に乗らないなどの点から、

別々の建物または堀の一部である可能性もある。

S B06 Ⅲ区北部で検出した3個の柱穴は、2.7m (9尺) 等間で南北に並ぶ。東面大垣との位置関係から、梁間2間の東西棟建物東妻柱筋の可能性が大きい。

2 遺物

土器 Ⅲ区北端付近の遺物包含層で、鶏形埴輪の頭部 (図29) が出土した。クチバシとトサカの一部を欠くが、遺存状態は良好である。目は粘土を張り付けた後に竹管で刺突をして表現し、目の後方には直径3.5mmの耳状の粘土を張り付ける。この粘土の張り付けは、上面が平坦で、中央に直径3mmの刺突がある。左側面の刺突は内面まで貫通するが、右側面のものは貫通しない。なお、頭部のほかに同一個体と考えられる胴部の破片も出土しているが、全体の復原は不可能で

| 軒丸瓦 | | | 軒平瓦 | | | 丸瓦 | |
|-------|----|----|-------|----|----|---------|-----|
| 型式 | 種 | 点数 | 型式 | 種 | 点数 | 重量 | 点数 |
| 6131 | A | 1 | 6664? | | 2 | 19.52kg | 185 |
| 6308 | Aa | 1 | 6721? | | 1 | 平瓦 | |
| 6311? | | 1 | 6721 | Ga | 1 | | |
| 不明 | | 2 | 6721 | C? | 1 | 92.52kg | 780 |
| 棧瓦丸瓦部 | | 1 | 不明 | | 1 | | |

表5 第223-16次調査出土瓦集計表

ある。この埴輪は4世紀末から5世紀初頭のものともみられ、佐紀盾列古墳群に属する古墳に用いられたものであろう。

瓦 出土した瓦は、表5の通りである。東面大垣あるいは「東面中門」（東院東辺南北長の中心付近に開く門の意で用いる。以下同様。）推定位置に近いI区で出土したものが大半を占める。

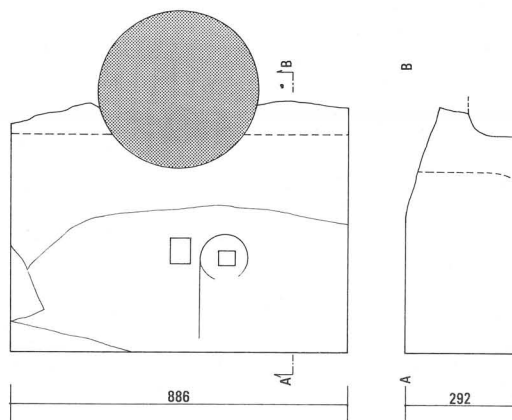


図30 唐居敷実測図(1/20)

唐居敷 土壌SK03から出土したもので、原位置は留めていない。飛鳥・奈良時代の唐居敷は、花崗岩製を基本とし、早期には門の礎石と一連のものが見られる。今回出土したのは柱の当りとなる半円形の線形を施した切石に、扉の回転軸受けの穴と方立用の穴を開けたもので、宮内出土の類例もあるが、幅88.6cm、厚さ29.2cmとこれまでに出土した単独の唐居敷としては最大である(図30)。柱に当たる側に破損があるが、外形をほぼとどめている。技法上の特色としては、以下の点があげられる。

- 1) 凝灰岩(初出)製で、幅3尺厚さ1尺と規格的な寸法を用いている。
- 2) 柱側の面の下角に線りを施す。
- 3) 柱の線りは深く、方立のほぞは一つ(通有は二つ)。
- 4) 円形の軸摺穴ではなく、四角形のほぞ穴(初出)を穿つ。

こうしたことから、この唐居敷所用の扉まわりは以下のように推定できる。

- 1) 凝灰岩の化粧による基壇上の門に用いられていた。
- 2) 柱は礎石建で、礎石は梁行に地覆を伴う。すなわち端の間の扉口に用いられたか、あるいは脇門所用の可能性はある。
- 3) 柱の径は1尺4寸、方立の幅は1尺ほどである。
- 4) 下面に角ほぞを付けた、円筒形の金物を軸受けに用いていた。

3 考 察

平城宮東面大垣については、第88-16次調査と第99次調査で大垣本体を検出している。その成果から本調査区付近での大垣推定心の位置を求めると表のようになる。また、第123-4次調査と第141-1次調査では二条条間北小路北側溝を検出しており、それぞれの位置での溝心の座標値は $X = -145614.21$ 、 $Y = -17764.69$ と $X = -145614.03$ 、 $Y = -17742.00$ である。二条条間北小路南北両側溝心間距離を7.1m(20大尺)と仮定すると、それぞれの位置での道路心の座標値は $X = -145617.76$ 、 $Y = -17764.69$ 及び $X = -145617.58$ 、 $Y = -17742.00$ となる。この2点を通る直線を西に延長して東面大垣推定位置との交点を求めると、 $X = -145618.13$ 、 $Y = -17811.31$ となる。この値をもとに二条条間北小路から750大尺(266.4m、1大尺=0.3552m)北に当たる一条条間南小路の心と東面大垣推定位置との交点の座標値を求めると、 $X = -145351.73$ 、 $Y = -17811.79$ となる。さらに、第154次調査で検出した東西方向の宮内道路S F 11580は、第196次調査では明確には検出できなかったが、一応そのまま東に延長するとおおむね本調査I区付近に達する(東面大垣推定位置でおおむね $X = -145368 \sim -145338$ 付近)。

本調査では「東面中門」の明確な遺構は確認できなかったが、以上の諸点及び前述の唐居敷の存在からすると、本調査I区付近に「東面中門」が存在した可能性は高いといえよう。(小野健吉)

| X | Y | 備 考 |
|------------|-----------|-------------------|
| -145298.39 | -17811.58 | 第88-16次調査(東面大垣検出) |
| -145620.40 | -17811.32 | 第99次調査(東面大垣検出) |
| -145350.00 | -17811.54 | 第223-16次調査I区付近 |
| -145300.00 | -17811.58 | ” II区 ” |
| -145250.00 | -17811.62 | ” III区 ” |

表6 東西大垣推定心位置

5 宮西面大垣の調査 第223-10次

住宅改築に伴う事前調査。調査地は平城宮西北隅にあたり、北面大垣西端部を検出した第215-6次調査区の約40m南方である。西面大垣は、南方約70mの第88-1次調査で基底部分と西雨落溝を検出している。

調査区の層位は、上から置土、暗褐色土となり、地表下約60cmで黄褐色の砂礫・粘質土に達する。奈良時代の遺構はこの面で検出した。S B01は、2個の柱穴の大きさから南北棟の妻部と推定したもので、柱間は10尺、1間分を検出した。しかし、塀である可能性もあり、詳しい性格は調査区の制約もあって明らかにできなかった。S K02は奈良時代の土坑。軒丸瓦6307Fが出土した。S D03は奈良時代の南北溝。幅80cm、深さ30cmを測る。S K04は近世の野井戸。S D05は中世の南北溝。第215-6次調査で検出したものの南延長にあたる。

西面大垣は、第88-1次調査の所見では、今回の調査区の西端から約2m西に心が位置する。本調査区内ではS D05によって削平されているものと思われ、確認することはできなかった。S D03は第88-1次調査でも検出しており、平城宮の西面を限る施設の一つであろう。また、今回の調査ではS B01を検出し、この地域にも何らかの官衙が存在するであろうことが推定され、宮西北隅の様相を、その一端ではあるが明らかにすることができた。

(玉田芳英)

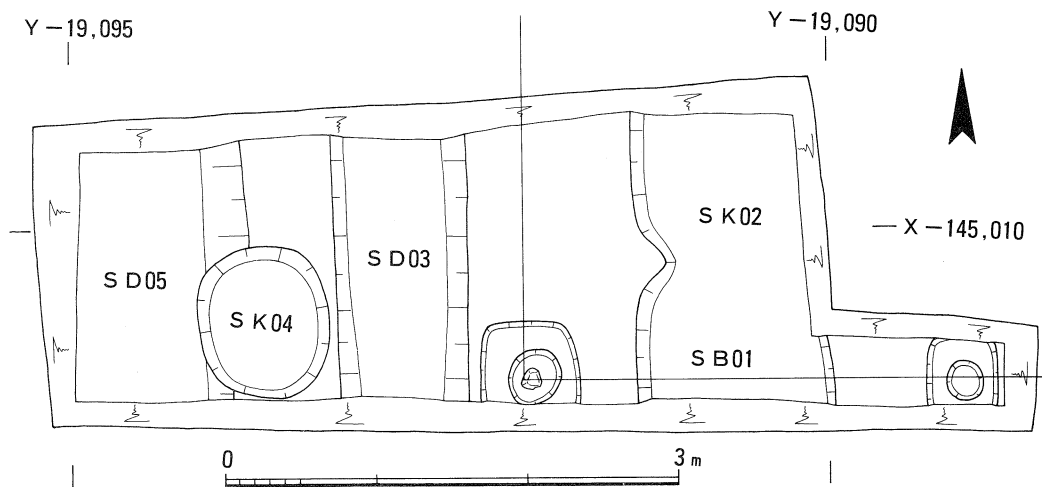


図31 第223-10次調査遺構図 (1/250)